

第7回認知症高齢者等にやさしい地域
づくりに係る関係省庁連絡会議

資料3

平成30(2018)年7月3日

認知症施策推進総合戦略 を踏まえた取組等にかかる 資料集

目次

警察庁 資料	…	1
消費者庁 資料	…	3
総務省 資料	…	5
法務省 資料	…	7
文部科学省 資料	…	11
農林水産省 資料	…	21
経済産業省 資料	…	27
国土交通省 資料	…	39
厚生労働省 資料	…	47

※資料1にも、厚生労働省における取組等にかかる資料あり

警察庁資料

第7回 認知症高齢者等にやさしい
地域づくりに係る関係省庁連絡会議

認知症施策推進総合戦略を踏まえた警察庁の取組について

H30.7.3
認知症高齢者等に関する
やさしい地域づくりに係る
関係省庁連絡会議

◎ 認知症の人を含む高齢者にやさしい地域づくり

平成29年中の交通事故死者数は3,694人と、警察庁が保有する昭和23年以降の統計で最少となった。また、このうち65歳以上の死者数は2,020人であり、死者数全体に占める割合は、過去最高を記録した前年より0.1ポイント低下したが、54.7%と引き続き高い水準にある。

65歳以上の死者を状態別をみると、歩行中が48.1%で最も割合が高い。

75歳以上の運転者による死亡事故件数は418件、全死亡事故に占める構成率は12.9%で、前年と比較していずれも減少したが、近年の傾向をみると、件数は横ばい、全死亡事故に占める構成率は増加の傾向にある。さらに、第1当事者の年齢層別運転免許人口10万人当たり死亡事故件数をみると、75歳以上の運転者によるものは、75歳未満の運転者によるものと比べて2倍以上の水準で推移している。

○ 高齢運転者等の事故防止の観点から国土交通省と連携

- ・ 地方公共団体が地域公共交通網の整備に当たって計画を策定する場等での、公共交通機関の整備・拡充に向けた働き掛けの実施を都道府県警察に指示。
- ・ 各都道府県警察において、自治体と連携しつつ運転免許証の自主返納を受けた者に対する支援施策を実施中。

○ 交通安全の確保

認知症の人等による交通事故を防止するための制度の充実等

- 認知症のおそれがある高齢運転者のタイムリーな把握と医師の診断
- 高齢者講習におけるドライブレコーダーの映像に基づく個別指導等の実施
- 運転適性相談窓口における医療系専門職員(看護師・保健師)の配置 等

関係機関・団体と連携した交通安全教育・広報啓発活動等

- 参加・体験・実践型の交通安全教育の実施
- 高齢者宅への家庭訪問、指導活動
- 反射材の普及促進活動
- 関係機関・団体等地域全体での交通安全対策 等

交通環境の整備等

- バリアフリー対応型信号機の設置
- 安全運転支援システム等の整備
- 道路標識・標示の高輝度化
- 標示板の大型化 等

消費者庁資料

第7回 認知症高齢者等にやさしい
地域づくりに係る関係省庁連絡会議

地方公共団体における消費者安全確保地域協議会

- ・ 高齢者、障害者、認知症等により判断力が不十分となった人などの消費者被害を防ぐため、地方公共団体及び地域の関係者が連携した消費者安全確保地域協議会（見守りネットワーク）を構築

【背景】

- ・ 認知症の方を含め、高齢者等を中心に消費者トラブルが増加、悪質化・深刻化
- ・ 相談体制の整備に加え、消費生活上特に配慮を要する消費者に対する更なる取組が必要
⇒消費者安全法の改正（平成26年6月成立）により、地域で高齢者等を見守るための消費者安全確保地域協議会を組織することが可能に

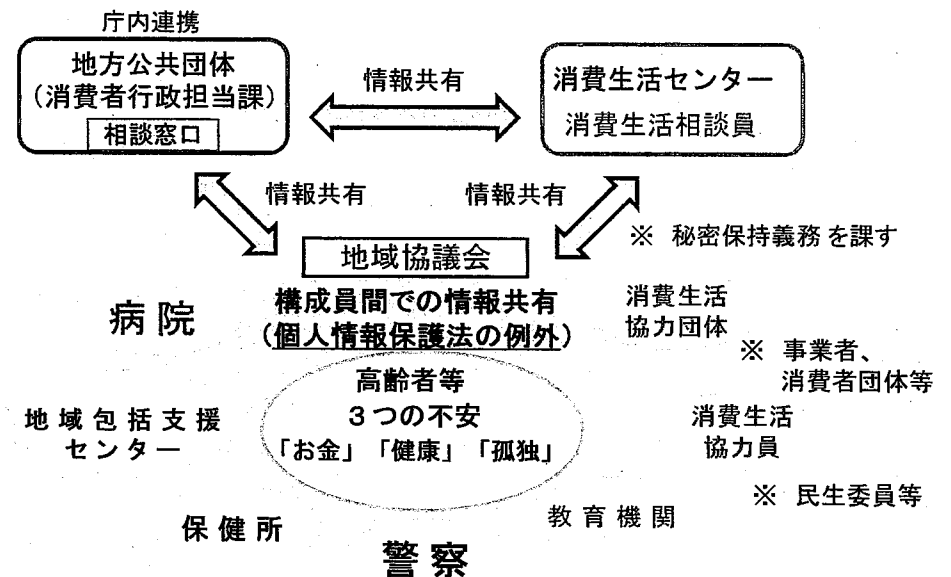
【制度の概要】

- ・ 協議会の役割: 構成員間での必要な情報交換、協議
- ・ 構成員の役割: 消費生活上特に配慮を要する消費者と適切な接触を保ち、その状況を見守ることその他の必要な取組を実施
- ・ 構成員:
 - ・ 地方公共団体の機関(消費生活センター等)
 - ・ 医療・福祉関係(病院、地域包括支援センター、介護サービス事業者、保健所、民生委員・児童委員等)
 - ・ 警察・司法関係(法テラス、弁護士、司法書士等)
 - ・ 教育関係(教育委員会等)
 - ・ 事業者関係(商店街、コンビニ、生協、農協、宅配事業者、金融機関等)
 - ・ 消費者団体、町内会等の地縁団体、ボランティア
- ・ 他分野のネットワークとの連携(福祉、防災等)

【今後の取組】

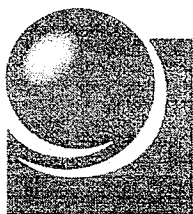
- ・ 地方公共団体における消費者安全確保地域協議会の設置促進（人口5万人以上の全市町）（「地方消費者行政強化作戦」(平成27月3月24日)）（2018年6月25日時点 105地方公共団体(うち、人口5万人以上の市区町は59市区町)）
- ・ 消費者安全確保地域協議会設置済地方公共団体の先進事例集の作成
- ・ 徳島におけるモデル事業(全県的に地域協議会を構築)

「見守りネットワーク」における地域の連携イメージ



認知症施策推進総合戦略(新オレンジプラン) に関連する総務省の施策について

～第7回 認知症高齢者等にやさしい地域づくりに係る関係省庁連絡会議 資料～



総務省

平成30年7月3日

認知症の人を含む高齢者にやさしい地域づくり

生活の支援〈家事支援、配食支援、外出支援、買物弱者への支援〉

〈地域おこし協力隊や集落支援員などの人材の活用〉

- 都市から地方へ移住して地域協力活動を行う「地域おこし協力隊」や、集落点検の実施や話し合いなどの集落点検を行う「集落支援員」などが、住民の生活支援(見守りサービス、通院・買物のサポート)等を実施。

地域おこし協力隊

地方自治体から委嘱を受けた隊員は一定期間、過疎地域等の条件不利地域に住民票を移した上で居住し、農林水産業への従事、住民の生活支援などの「地域協力活動」を行いながら、その地域への定住・定着を図る取組。

(参考)地域おこし協力隊員数

4,830人(H29年度) ← 3,978人(H28年度)

集落支援員

地域の実状に詳しく、集落対策の推進に関してノウハウ・知見を有した人材が、地方自治体からの委嘱を受け、市町村職員と連携し、集落への「目配り」として集落の巡回、状況把握等を実施。

(参考)集落支援員数(専任)

1,195人(H29年度) ← 1,158人(H28年度)

〈地域運営組織の形成促進〉

- 地域の課題解決のための住民による取組体制の確立のため、地域における多様な主体を包摂し、連携させる地域運営組織について調査研究を実施。

地域運営組織

地域の暮らしを守るため、地域で暮らす人々が中心となって形成され、地域内の様々な関係主体が参加する協議組織が定めた地域経営の指針に基づき、高齢者の声かけ・見守り、買い物、送迎といった生活支援などの地域課題の解決に向けた取組を持続的に実践する組織。

地域運営組織の持続的な活動を確保するための方策等を検討するため、平成25年度から調査研究事業を実施。

(参考)地域運営組織の形成数

4,177団体(H29年度) ← 3,071団体(H28年度)

法務省資料

第7回 認知症高齢者等にやさしい
地域づくりに係る関係省庁連絡会議

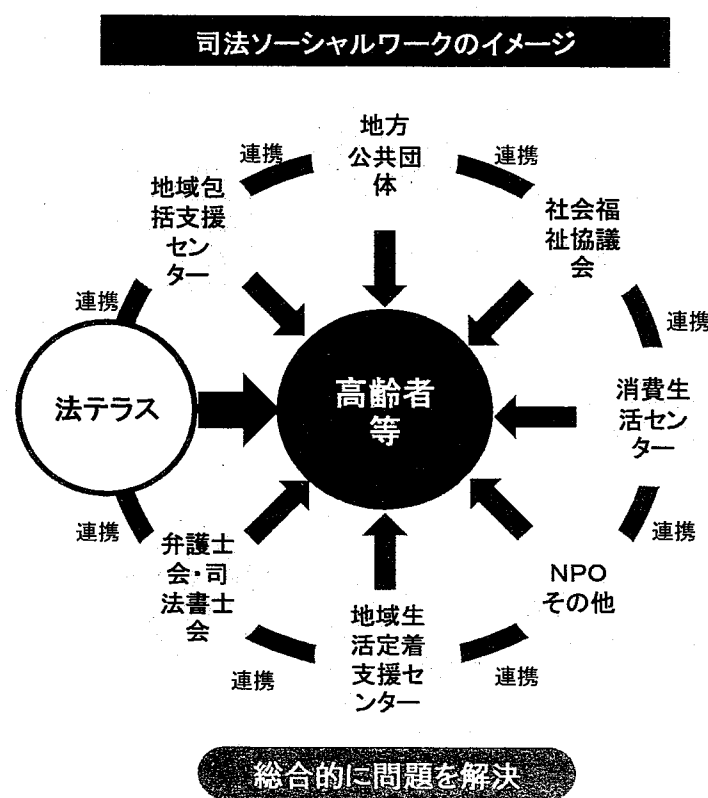
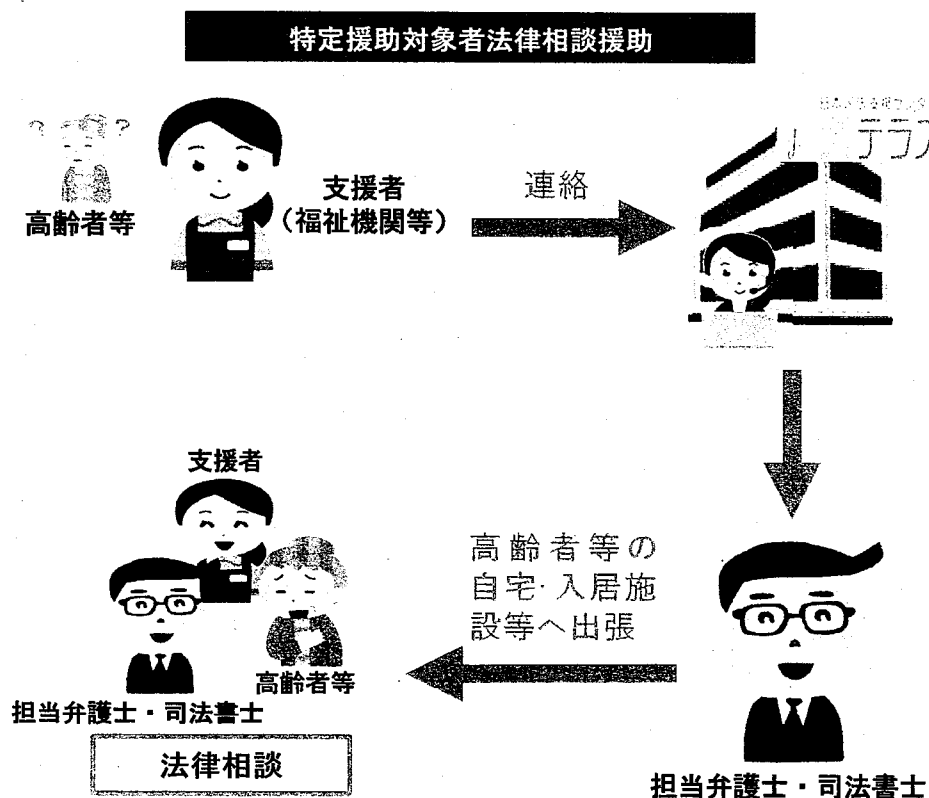
認知症施策推進総合戦略～認知症高齢者等にやさしい地域づくりに向けて～

5 認知症の人を含む高齢者にやさしい地域づくり

(4) 安全確保

<権利擁護>

- 日本司法支援センター(法テラス)では、平成30年1月24日から、認知機能が十分でないために自ら法的援助を求めることが難しい高齢者等に対し、支援者(福祉機関等)からの連絡に基づき、出張法律相談援助をする**特定援助対象者法律相談援助**を実施している。
- また、法テラスでは、福祉機関等と連携して、高齢者等の潜在的な問題について、総合的な解決を図る**司法ソーシャルワーク**と呼ばれる取組も推進している。【法務省】



認知症施策推進総合戦略(新オレンジプラン)

5 認知症の人を含む高齢者にやさしい地域づくりの推進

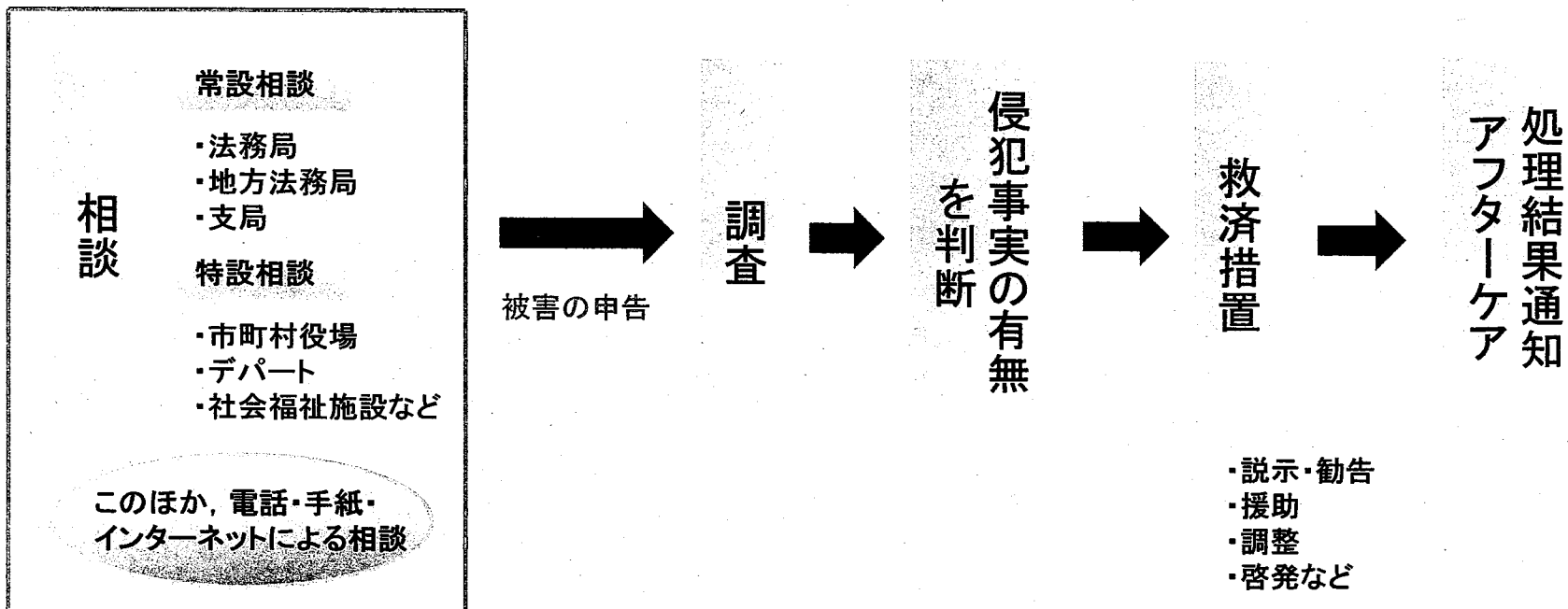
(4) 安全確保<虐待防止>

全国の法務局・地方法務局では、常設の人権相談所を設置するなどして、高齢者等をめぐるさまざまな人権問題について相談に応じており、人権侵害の疑いのある事案を認知した場合には、人権侵犯事件として調査を行い、事案に応じた適切な措置を講じています。

【件数】

高齢者を被害者とする人権相談数(平成29年) : 3,679件

高齢者を被害者とする人権侵犯事件(平成29年): 687件



文部科学省 資料

第7回 認知症高齢者等にやさしい
地域づくりに係る関係省庁連絡会議

「社会保障」、 「介護」に関する学習指導要領の主な記述（抜粋）

○中学校学習指導要領（平成29年3月告示）

社会

第2 各分野の目標及び内容

〔地理的分野〕

2 内容

C 日本の様々な地域

(2) 日本の地域的特色と地域区分

次の①から④までの項目を取り上げ、分布や地域などに着目して、課題を追究したり解決したりする活動を通して、以下のア及びイの事項を身に付けることができるよう指導する。

- ① 自然環境
- ② 人口
- ③ 資源・エネルギーと産業
- ④ 交通・通信

ア 次のような知識及び技能を身に付けること。

- (イ) 少子高齢化の課題，国内の人口分布や過疎・過密問題などを基に，日本の人口に関する特色を理解すること。

〔公民的分野〕

2 内容

A 私たちと現代社会

(1) 私たちが生きる現代社会と文化の特色

位置や空間的な広がり，推移や変化などに着目して，課題を追究したり解決したりする活動を通して，次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 次のような知識を身に付けること。

- (イ) 現代日本の特色として少子高齢化，情報化，グローバル化などが見られることについて理解すること。

(イ) 現代社会における文化の意義や影響について理解すること。

イ 次のような思考力，判断力，表現力等を身に付けること。

- (イ) 少子高齢化，情報化，グローバル化などが現在と将来の政治，経済，国際関係に与える影響について多面的・多角的に考察し，表現すること。

B 私たちと経済

(2) 国民の生活と政府の役割

対立と合意，効率と公正，分業と交換，希少性などに着目して，課題を追究したり解決したりする活動を通して，次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 次のような知識を身に付けること。

- (ア) 社会資本の整備，公害の防止など環境の保全，少子高齢社会における社会保障の充実・安定化，消費者の保護について，それらの意義を理解すること。
- イ 国民の生活と福祉の向上を図ることに向けて，次のような思考力，判断力，表現力等を身に付けること。
- (1) 財政及び租税の役割について多面的・多角的に考察し，表現すること。
- 3 内容の取扱い
- (3) 内容のBについては，次のとおり取り扱うものとする。
- イ (2)については，次のとおり取り扱うものとする。
- (ア) アの(ア)の「消費者の保護」については，消費者の自立の支援なども含めた消費者行政を取り扱うこと。
- (1) イの(1)の「財政及び租税の役割」については，財源の確保と配分という観点から，財政の現状や少子高齢社会など現代社会の特色を踏まえて財政の持続可能性と関連付けて考察し，表現させること。

技術・家庭

第2 各分野の目標及び内容

〔家庭分野〕

2 内容

A 家族・家庭生活

次の(1)から(4)までの項目について，課題をもつて，家族や地域の人々と協力・協働し，よりよい家庭生活に向けて考え，工夫する活動を通して，次の事項を身に付けることができるよう指導する。

- (3) 家族・家庭や地域との関わり
- ア 次のような知識を身に付けること。
- (ア) 家族の互いの立場や役割が分かり，協力することによって家族関係をよりよくできることについて理解すること。
- (1) 家庭生活は地域との相互の関わりで成り立っていることが分かり，高齢者など地域の人々と協働する必要があることや介護など高齢者との関わり方について理解すること。
- イ 家族関係をよりよくする方法及び高齢者など地域の人々と関わり，協働する方法について考え，工夫すること。

3 内容の取扱い

(2) 内容の「A家族・家庭生活」については，次のとおり取り扱うものとする。

エ (3)のアの(1)については，高齢者の身体の特徴についても触れること。また，高齢者の介護の基礎に関する体験的な活動ができるよう留意すること。イについては，地域の活動や行事などを取り上げたり，他教科等における学習との関連を図ったりするよう配慮すること。

「社会保障」、「介護」に関する学習指導要領の主な記述

○高等学校学習指導要領（平成30年3月告示）

公民

第2款 各科目

第1 公共

2 内容

B 自立した主体としてよりよい社会の形成に参画する私たち

ア 次のような知識及び技能を身に付けること。

(ウ) 職業選択、雇用と労働問題、財政及び租税の役割、少子高齢社会における社会保障の充実・安定化、市場経済の機能と限界、金融の働き、経済のグローバル化と相互依存関係の深まり（国際社会における貧困や格差の問題を含む。）などに関わる現実社会の事柄や課題を基に、公正かつ自由な経済活動を行うことを通して資源の効率的な配分が図られること、市場経済システムを機能させたり国民福祉の向上に寄与したりする役割を政府などが担っていること及びより活発な経済活動と個人の尊重を共に成り立たせることが必要であることについて理解すること。

3 内容の取扱い

カ 内容のBについては、次のとおり取り扱うものとする。

(ウ) アの(ウ)の「職業選択」については、産業構造の変化やその中の起業についての理解を深めることができるようにすること。「雇用と労働問題」については、仕事と生活の調和という観点から労働保護立法についても扱うこと。「財政及び租税の役割」、少子高齢社会における社会保障の充実・安定化」については関連させて取り扱い、国際比較の観点から、我が国の財政の現状や少子高齢社会など、現代社会の特色を踏まえて財政の持続可能性と関連付けて扱うこと。「金融の働き」については、金融とは経済主体間の資金の融通であることの理解を基に、金融を通じた経済活動の活性化についても触れること。「経済のグローバル化と相互依存関係の深まり（国際社会における貧困や格差の問題を含む。）」については、文化や宗教の多様性についても触れ、自他の文化などを尊重する相互理解と寛容の態度を養うことができるよう留意して指導すること。

第3 政治・経済

2 内容

A 現代日本における政治・経済の諸課題

(2) 現代日本における政治・経済の諸課題の探究

社会的な見方・考え方を総合的に働かせ、他者と協働して持続可能な社会の形成が求められる現代日本社会の諸課題を探究する活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 少子高齢社会における社会保障の充実・安定化，地域社会の自立と政府，多様な働き方・生き方を可能にする社会，産業構造の変化と起業，歳入・歳出両面での財政健全化，食料の安定供給の確保と持続可能な農業構造の実現，防災と安全・安心な社会の実現などについて，取り上げた課題の解決に向けて政治と経済とを関連させて多面的・多角的に考察，構想し，よりよい社会の在り方についての自分の考えを説明，論述すること。

家庭

第2款 各科目

第1 家庭基礎

2 内容

A 人の一生と家族・家庭及び福祉

(4) 高齢期の生活と福祉

ア 高齢期の心身の特徴，高齢者を取り巻く社会環境，高齢者の尊厳と自立生活の支援や介護について理解するとともに，生活支援に関する基礎的な技能を身に付けること。

イ 高齢者の自立生活を支えるために，家族や地域及び社会が果たす役割の内容の取扱い

(2) 内容の範囲や程度については，次の事項に配慮するものとする。

ア <前略>(4)については，認知症などにも触れること。アについては，生活支援に関する基礎的な技能を身に付けることができるよう体験的に学習を行うこと。

第2 家庭総合

2 内容

A 人の一生と家族・家庭及び福祉

(4) 高齢者との関わりと福祉

ア 次のような知識及び技能を身に付けること。

(7) 高齢期の心身の特徴，高齢者の尊厳と自立生活の支援や介護について理解を深め，高齢者の心身の状況に応じて適切に関わるための生活支援に関する技能を身に付けること。

(1) 高齢者を取り巻く社会環境の変化や課題及び高齢者福祉について理解を深めること。

イ 高齢者の自立生活を支えるために，家族や地域及び社会が果たす役割の重要性について考察し，高齢者の心身の状況に応じた適切な支援の方法や関わり方を工夫すること。

3 内容の取扱い

(2) 内容の範囲や程度については，次の事項に配慮するものとする。

ア <前略>(4)のアの(7)については，食事，着脱衣，移動など高齢者の心身の状況に応じて工夫ができるよう実習を扱うこと。アの(1)については，

高齢者福祉の基本的な理念に重点を置くとともに、例えば、認知症などの事例を取り上げるなど具体的な支援方法についても扱うこと。

学びによる地域課題解決、高齢者の社会参画等の促進

(「社会教育を推進するための指導者の資質向上等事業」で実施)

30年度予算額 70,676千円の内数

これまで各地域で取り組んできた社会教育による地域課題解決の優れた取組や、地域力活性化等に資する先進的な実践を基に、各地域が共有する課題・問題の解決に向けて協議を行う「**地域力活性化コンファレンス**」、高齢者が学びを通じた地域活動へ参画しやすい仕組みづくりを促進し、多世代の共助・共創による地域活性化を図る「**長寿社会における生涯学習政策フォーラム**」を開催することを通じて、学びによる地域課題解決、高齢者の社会参画等の促進を図る。

地域力活性化コンファレンス(1箇所)

公民館等地域の「学びの場」を拠点として実施される地域課題解決の取組等を促進するため、これまで各地域で取り組んできた地域課題解決の優れた取組(まちづくり、防災、子供・若者支援など)や先進的な実践等において蓄積された様々な課題解決のノウハウ、プロセス等の成果を活用し、各地域が共有する課題・問題の解決に向けて協議を行う。

長寿社会における生涯学習政策フォーラム(1箇所)

地方公共団体担当者や高齢者の学習・社会参加に関わる団体関係者に加え、大学、企業等幅広い関係者の参画のもと、先導的な取組事例を紹介するとともに、パネルディスカッションやグループ討議等を実施し、得た知見やネットワークを地域の活動・支援等に還元する。



コンファレンス (Conference)

—会議、協議会の意。
関係者間で共有する問題
について協議すること。

全国の先進事例等を持ち寄り、
知見の共有・ネットワークづくり

成 果



- 公民館等の「学びの場」を拠点として、様々な主体との連携・協働のネットワークづくり
- 活力ある地域コミュニティ形成のための学びによる地域の課題解決、地域力活性化の取組の促進
- 高齢者をはじめとする全ての地域住民が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合う「地域共生社会」の実現

平成29年度高齢者による地域活性化促進事業(高齢者フォーラム)実施状況

No.	団体等名	事業名	事業概要	開催日・開催地
1	国立大学法人 東京大学	高齢者を中心とした多世代交流ネットワークの拡張:大学をハブとした新たな社会基盤づくりII	<p>高齢者の社会的な活躍を一層促進することを目的として、昨年度の愛媛県新居浜市に加え、新たに北海道釧路市及び北海道富良野市において、実践事例の発表、パネルディスカッション、ワークショップ等を行うフォーラムを開催。その後、各地域のフォーラムの成果と東京地区の実践事例を交換する総括的なフォーラムとワークショップを東京大学において開催し、あるべき高齢社会の姿を模索するとともに、高齢者の社会参加と多世代交流のモデルを検討し、全国に発信。</p>	<p>平成29年11月18日(日) 釧路市阿寒町公民館(北海道)</p> <p>平成29年11月26日(日) 富良野文化会館(北海道)</p> <p>平成29年12月4日(月) 新居浜市高齢者生きがい創造学園(愛媛県)</p> <p>平成28年12月24日(日) 東京大学本郷キャンパス</p>

脳科学研究の戦略的な推進

(脳科学研究戦略推進プログラム・脳機能ネットワークの全容解明プロジェクト)

健康・医療戦略及び医療分野研究開発推進計画に基づき、精神・神経疾患の克服に向けて、「脳科学研究戦略推進プログラム」において、その発症メカニズムの解明、診断法・治療法確立のための研究を実施。

脳科学研究戦略推進プログラムにおける認知症に関する取組(例)

(平成30年度予算額 5,954百万円の内数)

認知症について、臨床と基礎研究の連携強化により、以下の研究課題を実施

◆ アルツハイマー病に関する研究

「新基軸アミロイド仮説に基づくアルツハイマー病の包括的治療戦略」(東京大学・岩坪教授)

「BBB通過型Aβオリゴマー抗体の創生、超早期イメージングと先制医療の達成」(東京医科歯科大学・横田主任教授)

「孤発性アルツハイマー病アミロイド蓄積の原因に即した治療薬と診断用バイオマーカーの開発」(長崎大学・岩田教授)

◆ レビー小体型認知症に関する研究

「レビー小体病の早期診断技術と根本治療薬の開発」(東北大学・福永教授)

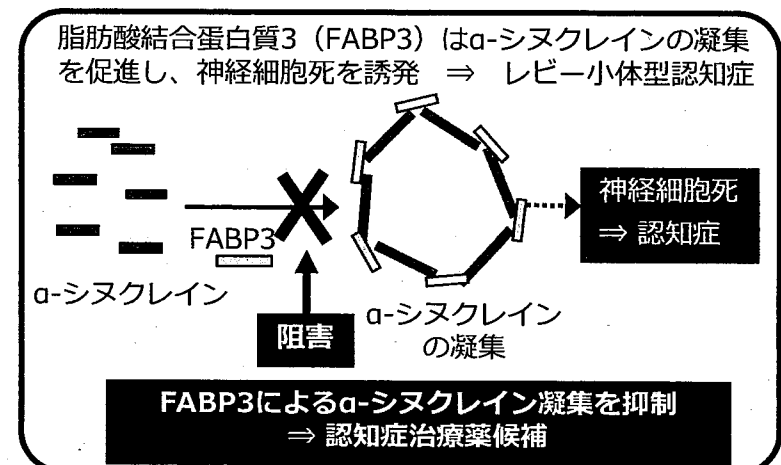
◆ 前頭側頭葉型認知症(FTLD)に関する研究

「FTLDの分子標的治療薬・バイオマーカー開発によるdisease-modifying therapyへの展開」(名古屋大学・祖父江特任教授)

研究開発の成果(例)

◆ 認知症の治療薬候補の同定

レビー小体型認知症の発症原因となるタンパク質凝集体(レビー小体)の形成を抑制する治療薬候補化合物(阻害薬)を創製し、特許申請(平成29年3月)。



脳科学研究の戦略的な推進

(脳科学研究戦略推進プログラム・脳機能ネットワークの全容解明プロジェクト)

平成30年度予算額 : 5,954百万円
 (平成29年度予算額 : 5,755百万円)

- ・認知症やうつ病などの精神・神経疾患の克服は世界共通の課題であり、健康・医療戦略及び医療分野研究開発推進計画において、脳神経回路・機能の解明に向けた研究開発や基盤整備の強力な推進が掲げられている。
- ・G7伊勢志摩サミット(平成28年5月)でも、国際連携による脳科学研究の取組の加速について各国首脳により確認された。

精神・神経疾患の克服等に向け、非ヒト霊長類研究等の我が国の強み・特色を生かしつつ、ヒトの脳の神経回路レベルでの動作原理等の解明を目指す。平成30年度は、脳画像等の大規模データベース構築のための技術基盤整備や、ヒトとマーモセットなどの脳構造・機能の種間比較のための探索研究、AI研究との連携による脳理解に関する研究開発などを実施する。

脳科学研究戦略推進プログラム(脳プロ)

- ・融合脳(臨床と基礎研究の連携強化による精神・神経疾患の克服)
- ・環境適応脳(行動選択・環境適応を支える脳機能原理の抽出と解明)

革新的技術による脳機能ネットワークの全容解明プロジェクト(革新脳)

霊長類の高次脳機能を担う神経回路の全容をニューロンレベルで解明



戦略的国際脳科学研究の推進

国際連携により、神経回路レベルでのヒトの脳の動作原理等の解明を目指す。また、精神・神経疾患の早期発見・早期介入の実現や新たな脳型アルゴリズムに基づく次世代AIの開発に貢献する。

【事業スキーム】



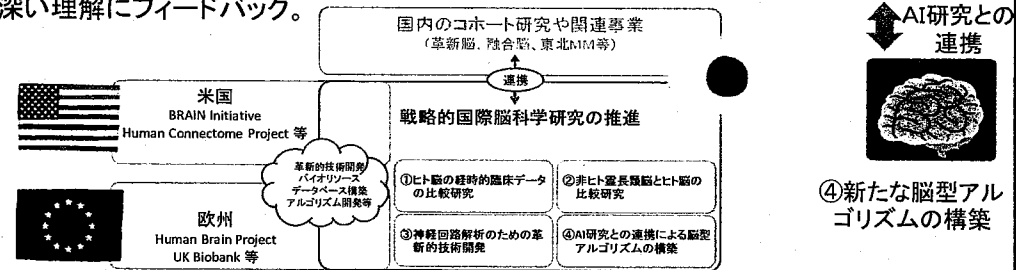
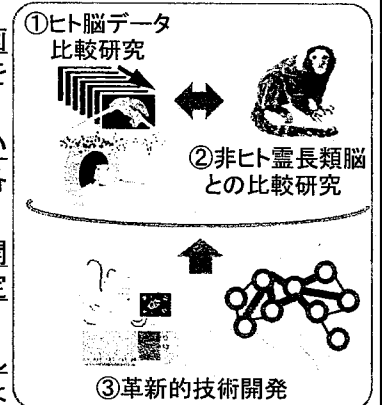
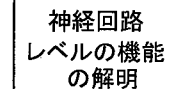
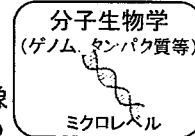
【これまでの主な成果】

- ・自閉スペクトラム症を見分けるバイオマーカーを、脳のMRI画像のAIによる判別・予測技術を用いて世界で初めて確立
- ・レビー小体型認知症の進行を抑制する薬剤の候補化合物を創製

国際連携の下での取組

分子生物学的なマイクロレベルと脳画像などのマクロレベルのデータの間をつなぐ神経回路レベルの機能を明らかにするため、

- ①正常と疾患とその中間段階におけるヒトの脳の経時的画像データ等を比較し、精神・神経疾患の発症メカニズムを解明。
- ②マーモセット等の疾患モデルを用いて、ヒトではできない神経回路の構造や活動を計測・制御することにより、各神経回路と疾患等の関係性を解明。
- ③上記の研究等に必要な神経回路の計測・制御技術を開発するとともに、AIによって疾患の原因となる回路を特定する技術を開発。
- ④AI研究との連携により新たな脳型アルゴリズムを構築して次世代AI開発に貢献するとともに、脳の動作原理のより深い理解にフィードバック。



農林水産省 資料

第7回 認知症高齢者等にやさしい
地域づくりに係る関係省庁連絡会議

食料産業・6次産業化交付金のうち「加工・直売」 【1, 678百万円の内数（1, 909百万円）】

対策のポイント
農山漁村の所得や雇用の増大を図るため、地域の創意工夫を生かしながら、様々な事業者がネットワークを構築して取り組む加工・直売（新商品開発や販路開拓、農林水産物の加工・販売施設の整備等）の取組及び市町村の6次産業化等に関する戦略に沿って行う地域ぐるみの6次産業化の取組を支援します。

<背景／課題>

- ・ 農山漁村の所得や雇用の増大を図るためには、農林水産物等の地域資源を活用した6次産業化、農工商連携、地産地消の取組を推進することが必要です。
- ・ このため、地域の創意工夫を生かしながら、農林漁業者等の取組と食品製造・流通業者等の多様な事業者がネットワークを構築して行う6次産業化等の取組を支援します。
- ・ また、市町村が、農林漁業、商工、金融等の幅広い関係者が参画した推進協議会を設置し、6次産業化等に関する戦略に沿って行う地域ぐるみの6次産業化の取組を支援します。

政策目標

- 6次産業化の市場規模の拡大 →10兆円（平成32年度）
- 5.5兆円（平成27年度）
- 6次産業化のうち、加工・直売分野における市場規模の拡大
- 2.1兆円（平成27年度） →3.2兆円（平成32年度）

<主な内容>

1. 食料産業・6次産業化推進交付金のうち「加工・直売の推進」
358百万円の内数（898百万円）
 - (1) 都道府県及び市町村段階に、行政、農林漁業、商工、金融等の関係機関で構成される6次産業化・地産地消推進協議会を設置し、6次産業化に関する戦略の策定（更新）や6次産業化に取り組む人材等を育成する取組を支援します。多様な事業者が6次産業化に取り組み農林漁業者等と食品事業者を流通業者等の取組の導入、新商品開発・製造、販路開拓等を行う新商品の開発に向けます。
 - (2) ネットワークを構築して行う新商品の開発を支援します。
 - (3) 商品開発・製造、販路開拓等の取組に関する戦略（市町村戦略）に沿って、市町村等が地域また、市町村の6次産業化等に関する場合、新商品の開発（学校給食等のメニュー開発、直売所における観光需要向けの商品開発、スイーツカフェ食（新しい介護食品）の開発等を含む。）、販路開拓（学校給食等の地場食材利用拡大、直売所の多様な販売等を含む。）等の取組を支援します。

交付率：都道府県への交付率は定額
 （事業実施主体へは定額、1/3以内）
 【市町村戦略に基づく取組については1/2以内】
 事業実施主体：民間団体、地方公共団体等

2. 食料産業・6次産業化整備交付金のうち「加工・直売施設整備」

1. 320百万円の内数（1, 011百万円）
6次産業化・地産地消法又は農工商等連携促進法の認定を受けた農林漁業者等が、2次・3次事業者とネットワークを構築し、制度資金等の融資を活用して6次産業化に取り組む場合に必要となる、加工・販売施設等の整備に対して支援します。

交付率：都道府県への交付率は定額
 （事業実施主体へは3/10以内、うち中山間地（農業）又は市町村戦略に基づく取組については1/2以内）
 （交付金上限額：1億円）
 事業実施主体：民間団体

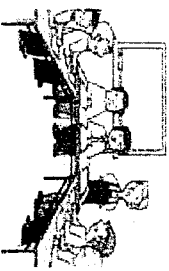
【お問い合わせ先：食料産業局産業連携課（03-6744-2063）】

食料産業・6次産業化交付金のうち「加工・直売」 【平成30年度予算額 1,678百万円の内数(1,909百万円)】

地域における推進体制整備・戦略策定

各地域で6次産業化の取組を戦略的に進めるため、都道府県及び市町村段階に、行政、農林漁業、商工、金融等の関係機関で構成する6次産業化・地産地消推進協議会を設置し、6次産業化等に関する戦略を策定(更新)する取組や戦略に関する交流会の開催の取組を支援します。

【交付率:定額】



(戦略会議の開催)

市町村の推進体制

市町村6次産業化・地産地消推進協議会

(構成メンバー)
市町村、農林漁業団体、担い手農林漁業者、商工団体、金融機関、試験研究機関など
(注)構成メンバーは地域の実情に応じて選定しても構いません。例えば、地域農業再生協議会をベースにすることも一つの手法です。



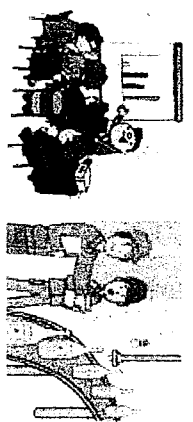
市町村の6次産業化等に関する戦略(市町村戦略)の策定

「市町村戦略」とは、市町村の農林水産業及び6次産業化等の現状・課題、農林水産物等の加工・直売、輸出、学校給食等の施設給食、医福食農連携、再生可能エネルギーなど地域の実情に応じた分野をターゲットとした6次産業化等の取組方針、今後(5年後程度)の売上等の目標等を定めるものです。

6次産業化に取り組む人材育成

都道府県又は市町村が、経営感覚を持って6次産業化の事業に取り組める人材を育成するため、経営、マーケティング、資金調達などに必要な知見を得るための講義を行うとともに、6次産業化事業体等へのインターンシップ研修を併せて実施する取組を支援します。

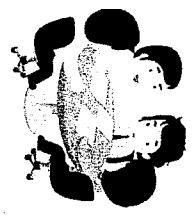
【交付率:定額】



商談会等開催支援

複数の都道府県が連携し、6次産業化の取組により開発された新商品の販売先を探している農林漁業者と流通業者等のマッチングの機会を作る商談会の開催の取組を支援します。

【交付率:定額】



農林漁業者等が主体となって、食品事業者等多様な事業者とネットワークを構築して実施する加工適性のある作物の導入、新商品開発、販路開拓、加工・販売施設等の整備等を支援します。

また、市町村戦略に沿って、地域資源を活用した新商品の開発等を進める地域ぐるみの6次産業化の取組を支援します。

生産の確立

加工適性のある作物を導入したい。



加工適性のある作物の導入

- ・新商品開発に向けて、加工適性のある作物を導入する際の技術講習会受講や試験栽培の実施などの取組を支援します。

[交付率：1/3以内。市町村戦略に基づく取組は1/2以内。]

新商品の開発

新商品開発に取り組みたい。



新商品の開発に必要な試作やパッケージデザインの開発、成分分析検査、新商品を開発するための加工機械等のリースなどの取組を支援します。

[交付率：1/3以内。市町村戦略に基づく取組は1/2以内。]

(地域の希少品種小実を活用したパンプの新商品開発)



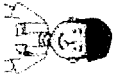
地域ぐるみの取組

- ・直売所の売上げの向上に向け、インバウンド等需要向けの新商品の開発、消費者評価会の開催、直売所と観光事業者等とのツアー等の企画、集出荷システムの構築などの取組を支援します。
- ・学校・病院・福祉施設等において提供される給食に地場産農林水産物等を利用した新たなメニュー・加工品の開発や学校給食における新メニューの導入証などの取組を支援します。
- ・市町村区域の食品事業者、介護関係者等が連携して地場産農林水産物等を活用したメニュー開発(新しい介護食品)の開発や配食サービスの実証などの取組を支援します。

6次産業化の準備・着手

注)「新商品」とは、
①商品そのものが新しい、
②原料が新しい、
③製法が新しいのいずれかを満たせば該当します。

販路開拓に取り組みたい。



販路開拓

- ・新商品の消費者評価を行うために必要な試食会等評価会の開催、商談会等への出展などの取組を支援します。

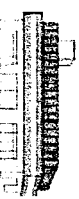
[交付率：1/3以内。市町村戦略に基づく取組は1/2以内。]



施設の整備

6次産業化等の事業展開に必要な農林水産物の加工・販売施設等の整備を支援します。

[交付率：3/10以内(中山間地(農業)は1/2以内)。 (市町村戦略に基づく取組は1/2以内)。]



事業展開

事業を本格的に展開したいので、加工施設等の整備や資金の調達をしたい。



農林漁業者等が主体となって、流通・加工業者等と連携して行う6次産業化の事業活動に対して出資等により支援します。(農林漁業成長産業化ファンド)

事業の発展段階に応じて、6次産業化ファンドを派遣 (6次産業化サポート事業)

農山漁村振興交付金

【平成30年度予算概算決定額：10,070 (10,060) 百万円】
【平成29年度補正予算：345百万円】

地域の創意工夫による活動の計画づくりから農業者等を含む地域住民の就業の場の確保、農山漁村における所得の向上や雇用の増大に結びつける取組を総合的に支援し、農山漁村の活性化を推進。

農山漁村のコミュニティ機能の向上と都市農業の振興を通じて都市と農山漁村の「交流」や「定住」を促進するため、都市と農山漁村の双方から「農山漁村を知ってもらおう」機会の創出のための地域の活動計画づくりや都市農業の多様な機能の発揮に向けた取組などを支援。

普及啓発

地域活性化対策

農山漁村が持つ豊かな自然や「食」を活用した地域の活動計画づくりや実践活動を支援

事業実施主体：地域協議会等
実施期間：上限2年等
交付率：定額（上限500万円等）



都市農業機能発揮対策

農業体験や交流の場の提供など、都市農業の多様な機能を発揮する取組のほか、農地の周辺環境対策や災害時の避難地としての活用を支援

事業実施主体：地域協議会等
実施期間：上限2年等
交付率：定額（上限200万円等）



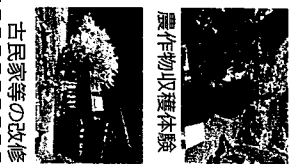
増大するインバウンド需要の呼び込みや都市と農山漁村との交流を促進するため、地域資源を活用した観光コンテンツを創出し、農山漁村滞在型旅行（「農泊」）をビジネスとして実施できる体制を有した地域の創出、福祉農園等の整備による障害者の受入等の取組を支援。

交流

農泊推進対策

「農泊」をビジネスとして実施できる体制の整備、観光コンテンツの磨き上げや宿泊施設の整備等を一体的に支援

事業実施主体：地域協議会等
実施期間：上限2年等
交付率：定額、1/2等



農福連携対策

福祉農園等を整備する取組に加え、障害者の適性を踏まえた農業活動を行うための取組を支援

事業実施主体：地域協議会等
実施期間：上限1年等
交付率：定額、1/2



農山漁村における定住の促進、所得の向上や雇用の増大を図るため、生産施設等の整備や山村の特色ある地域資源の商品化や販売促進等の取組を支援。

定住促進

山村活性化対策

山村の所得の向上や雇用の増大に向け、山菜や薪炭等の山村の特色ある地域資源等の潜在力を活用するため、地域資源の商品化や販売促進等の取組を支援

事業実施主体：地域協議会等
実施期間：上限3年等
交付率：定額（上限1,000万円等）



農山漁村活性化整備対策

市町村等が作成する活性化計画に基づき、農山漁村における定住、所得の向上や雇用の増大を図るために必要な生産施設等の整備を支援

事業実施主体：都道府県、市町村等
実施期間：上限5年等
交付率：定額、1/2等

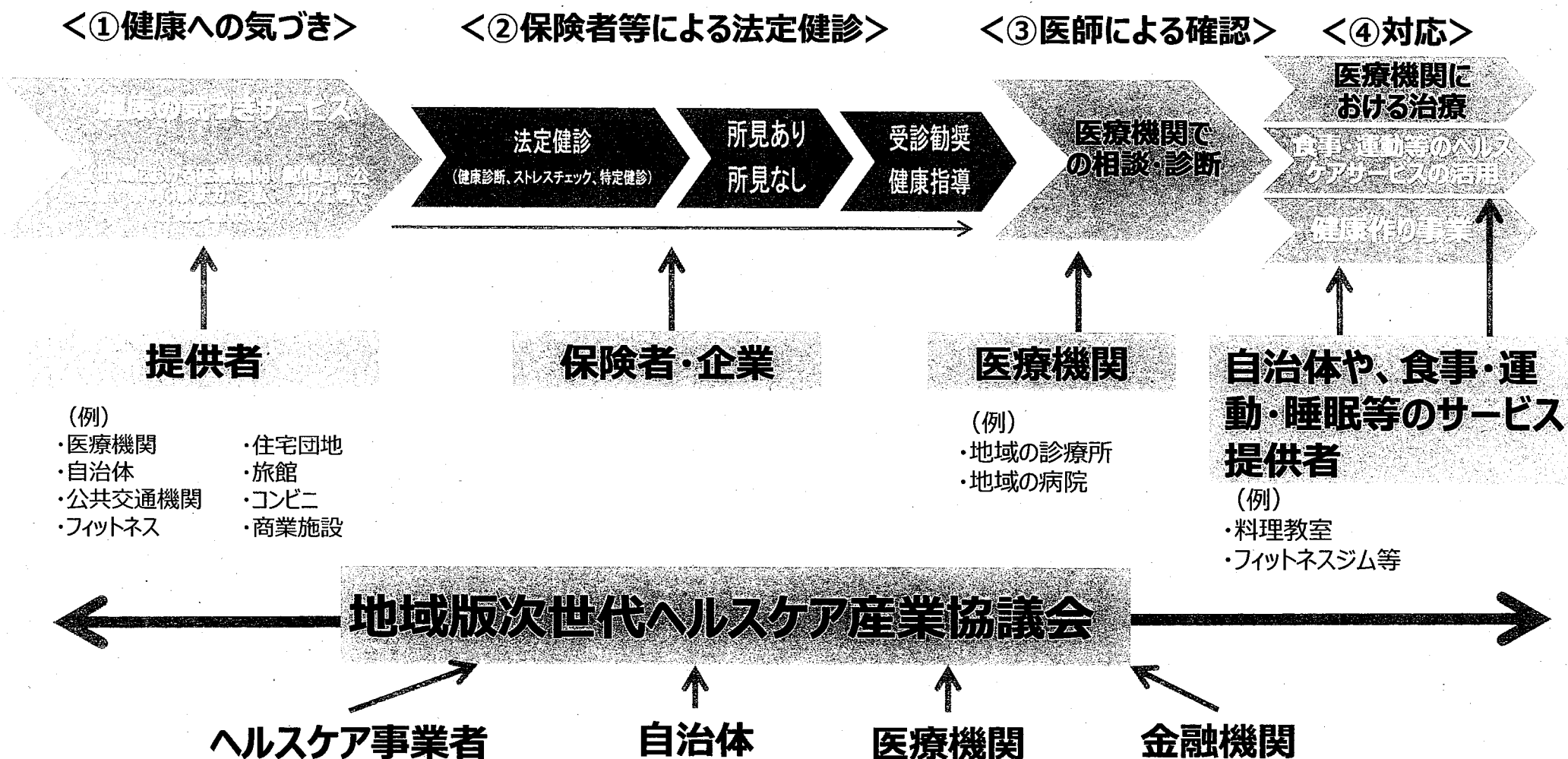


経済産業省 資料

第7回 認知症高齢者等にやさしい
地域づくりに係る関係省庁連絡会議

切れ目なく健康サービスを提供できる仕組みの構築

- 地域ぐるみで、①健康への気づき、②法定健診への誘導、③結果に関する医師による相談・助言、④リスクの大小に応じた対応（予防から医療行為まで）を切れ目なく提供できる連携体制を整備し、一次・二次・三次予防の網を張り巡らせていくことが必要。



「地域版次世代ヘルスケア産業協議会」の設置の促進

- 地域の関係者（自治体、医療・介護機関、民間事業者等）の連携を促進し、地域ニーズを踏まえたヘルスケア産業の創出を後押しするため、「地域版次世代ヘルスケア産業協議会」の設置の促進を図っているところ。
- 地域版協議会は、全国5ブロック、18府県、15市で設置されており、そのうち地域の医師会が関与する協議会は、全国2ブロック、6府県、4市（平成29年度末時点）。

赤線() : 現時点で、地域の医師会が関与している協議会

<設置済み>

都道府県



<設置済み>

市町村

- 青森県
- 栃木県
- 群馬県
- 埼玉県
- 神奈川県
- 長野県

- 静岡県
- 三重県
- 滋賀県
- 大阪府
- 兵庫県
- 鳥取県

- 島根県
- 広島県
- 徳島県
- 長崎県
- 熊本県

- 仙台市
- 上山市
- 川崎市
- 松本市
- 富山市
- 神戸市

- 尼崎市
- 岡山市
- 松山市
- 北九州市
- 合志市
- 鹿児島市

- 薩摩川内市

北海道ヘルスケア産業振興協議会

新ヘルスケア産業フォーラム（中部）

九州ヘルスケア産業推進協議会

万国医療津梁協議会

四国の医療介護周辺産業を考える会

※2017年度末時点

地域におけるヘルスケアビジネス創出事業のこれまでの取組について

- 過去3年間（平成26年度～28年度）で、地域版次世代ヘルスケア産業協議会をベースにした地域におけるヘルスケアビジネス創出事業を48件実施。
- これらの事業を、生活習慣病及びフレイル・認知症等に対する一次予防・二次予防・三次予防に大まかに分類すると以下のとおり。

	一次予防	二次予防	三次予防
	(健康づくり)	(疾病の早期発見)	(疾病の重症化予防)
生活習慣病	25件	3件	5件
フレイル・認知症予防等	(生活機能の維持向上)	(生活機能低下の早期発見)	(要介護状態の改善・重症化予防)
	13件	2件	2件

(1件で複数のテーマを実施している場合があるため、合計が48件と一致しない)

地域におけるヘルスケアビジネス創出事業の例【フレイル・認知症予防】

- これまでに実施したビジネスモデル実証事業を「フレイル・認知症予防」という観点から整理すると、例えば、一次予防から、二次・三次予防までの予防策が構築されている。

一次予防

(生活機能の維持向上)

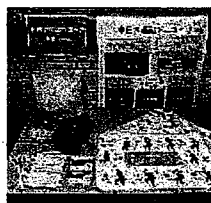
高齢者の「健康づくり」と「就労マッチング」による「生涯現役社会」の実現
(株)福祉工房

大学
ノウハウ

人材
育成

就労
支援

退職後のセカンドライフを模索しているアクティブシニアに対し、単なる人材マッチングではなく、人材の発掘・育成・社会参画支援と就労フィールドの開発をワンストップで行うことにより、新たなモデルを構築した。



【高齢者を対象としたセミナー】

二次予防

(生活機能低下の早期発見)

スポーツクラブにおける認知機能の低下予防のための運動サービス提供
(株)コナミスポーツクラブ

※実証事業時は「(株)コナミスポーツ&ライフ」

民間
事業者

医療
機関

認知機能
低下予防

認知機能のチェックを実施する基盤を構築するため、認知機能低下の予防を希望する高齢者を対象に、医療機関との連携のもと、認知機能の改善を目的とする運動教室を民間フィットネスクラブで提供した。



【運動サービスの提供】

三次予防

(要介護状態の改善・重症化予防)

介護施設における美容的ヘルスケアサービスの新たな展開
(資生堂ジャパン(株))

※実証事業時は「(株)資生堂」

介護
事業所

化粧
療法

外出
促進

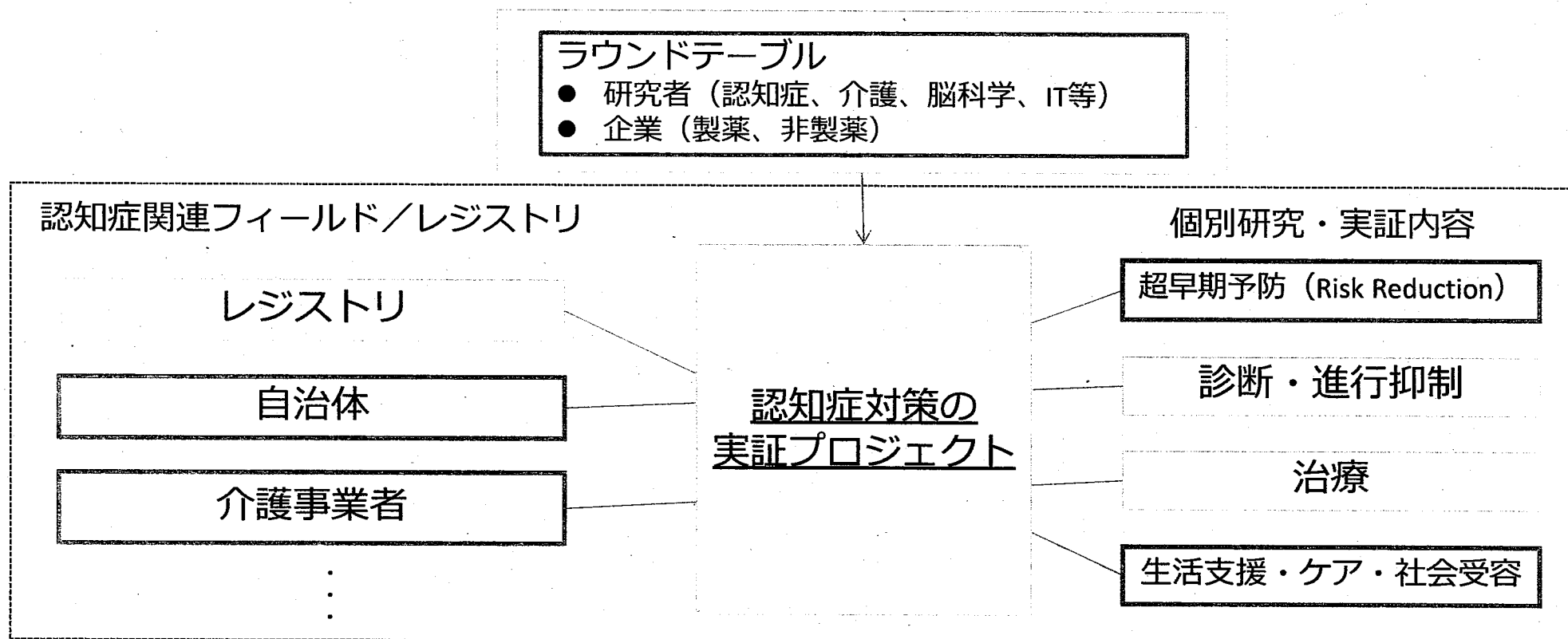
自分や他人への関心が低下すると社会性だけでなく生活意欲低下にも繋がることから、介護施設入居者等の高齢者に対し、化粧療法プログラムを提供し、自分で行う美容行為を通じて、社会性・社交性の維持や心身機能の維持・向上を図った。



【介護施設における化粧療法】

認知症対策に向けた官民連携プラットフォームの構築、国際連携

- 認知症対策については、予防・治療、ケア・介護、社会としての研究、取組が実施されているところであり、例えば病院や介護施設等と連携した大規模レジストリ（オレンジプラットフォーム）などが行われている。他方、例えば超早期からの予防や生活支援などの場面で、民間企業を含めたステークホルダー間の連携や社会実装等に課題がある。
- 更にステークホルダー間での連携や社会実装を進めるべく、認知症対策の実証フィールドを、自治体や介護施設等と連携しながら整備する。国内外の研究者、企業に開放し、認知症対策に関する実証を行う場とする。
- 社会実装を促進するため、特に予防・QOL向上・社会受容の領域において、課題の整理に向けた実証研究を実施。



諸外国の取組との連携

- 海外では、認知症の超早期予防、進行抑制、治療、社会受容等の幅広い分野で官民連携した取組が進められている。

Memory Friendly Finland at 2020

・Brain Healthの促進、記憶障害の予防、早期発見、包括的なケアの仕組みづくりをThe Finnish National Memory programとして2012年に開始。

Dementia Forum X

・カロリンスカ研究所（ノーベル生理学医学賞選定機関）やスウェーデン王室と連携して実施。
 ・IKEAによるサポート。
 ・本年4月に日本で開催予定（初の海外開催）。超早期予防や社会受容も議論。

ADNI (Alzheimer's Disease Neuroimaging Initiative)

・アルツハイマー病患者や健常者の脳の画像や血液、脳脊髄液をデータベース化することで、アルツハイマー病の病態解明や診断方法等の確立を目指す。

USA2 (US Against Alzheimer's)

・アルツハイマー病の治療、ケア、共生に向けた取組を検討する官民連携イニシアティブ。

World Dementia Council

・G7@英国の際に、キャメロン英首相（当時）のイニシアティブで設置された世界各国の認知症関連有識者による評議会。
 ・今年度の会合は日本で開催。優先的に取り組むべき分野として、①Awareness、②Care、③Risk Reduction、④Research、を選定。

University of Stirling

・認知症にやさしいデザインに関する認証制度

EPAD (European Platform for Alzheimer's Disease)

・症状の予防または重症化予防を目的とした新規治療の開発のためのプラットフォームを提供。

WEF (World Economic Forum)

・第四次産業革命センターを設置。Precision Medicine等について検討を実施。
 ・Aging Societyについても高い関心。

日中サービス協力

・介護分野（予防・生活支援を含む）を中心とした連携について検討中。

シンガポール

・認知症のケア等に関する社会受容を中心とした実証プロジェクトを検討中。

オレンジプラットフォーム

・国立長寿医療研究センターが各大学、認知症疾患医療センター、自治体等と連携して実施
 ・健常者・軽度認知障害、認知症患者のデータを長期的に集積することで診断、治療方法の確立を目指す
 ・新規治療や診断法の開発のためのプラットフォームも提供

民間取り組み例：ルネサンス

・介護施設や介護予防事業で多くの実績がある、全国でスポーツクラブを展開する同社は、大学などの研究機関や国のプロジェクトで効果が立証されている、「2つのことを同時に行う」「左右で違う動きをする」といった、普段慣れない動きで、脳を適度に混乱させ、認知機能の向上を図る「シナプソロジー®」というプログラムを開発し展開。

【プログラムの効果】

一過性の効果

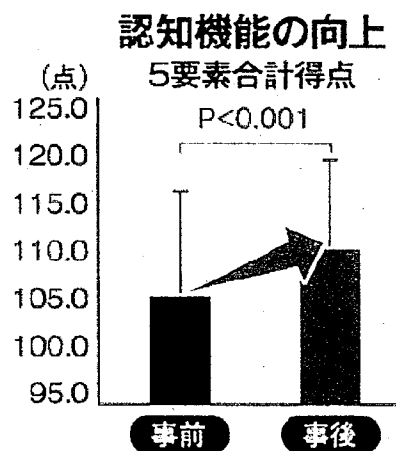
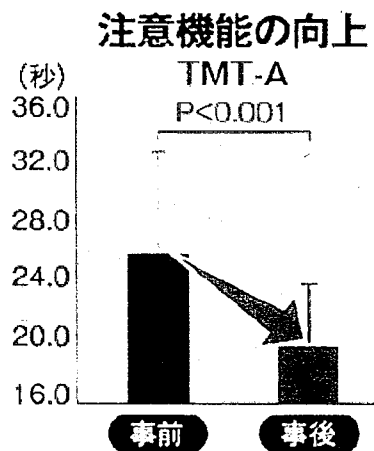
(プログラムの事前事後)

- 手先の器用さの向上 ●注意機能の向上 ●活動的快(活気・元気・はつらつなど)の向上

継続的な効果

(週2回2ヵ月 実施の前後)

- 手先の器用さの向上 ●注意機能の向上、判断力の向上 ●認知機能(記憶力・思考力・言語能力・空間視野・注意機能)の向上 ●爽快感の向上 ●緊張・興奮、疲労感の低下
- 抑うつ感、倦怠感の低下



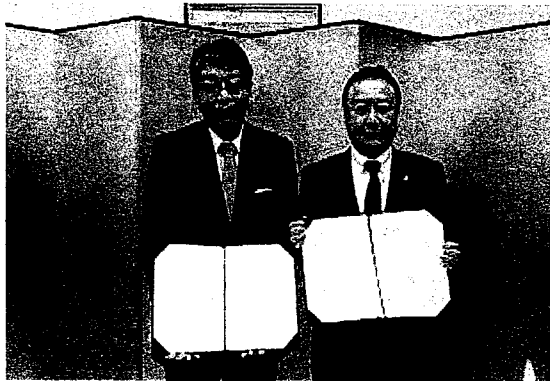
筑波大学体育系・大学院人間総合科学研究科教授田中喜代次氏が代表取締役社長を務める株式会社TFTにおいて実施の効果検証。

民間取り組み例：SOMPOホールディングス

- 保険事業と介護事業を持つグループとして、2017年7月からグループ横断で取り組みを開始。
- ①効率的かつ適切な方法によるMCIリスク早期発見の機会提供、②認知機能低下予防サービスの提供、③認知症の方に対する適切な認知症ケアの実現（認知症に対する差別・偏見のない社会の実現）等に取り組む。

<参考：世界アルツハイマー月間における取り組み（認知症への理解を深めるためのイベント例）>

- 国立長寿医療研究センターとの包括連携協定(9月22日)
- 認知症を考えるイベントの開催(9月24日)



- ✓ 「共に生きる認知症を考えるセミナー」を実施し、約270名が参加。認知症の人と家族の会、国立長寿医療研究センター島田先生ご登壇。
- ✓ また、開催にご協力いただいた公益社団法人認知症の人と家族の会の鈴木代表もご出席。。

● オレンジカフェの開設(9月以降)

- ✓ 認知症をはじめとした高齢者の健康増進に関するさまざまな研究等を行うことで、高齢者の心と体の自立を促進し、健康長寿社会の実現へ貢献することを目的とした包括連携協定を締結。
- ✓ 第一弾の共同研究テーマは損保事業における「高齢運転者の認知機能と事故発生の相関分析」の予定。

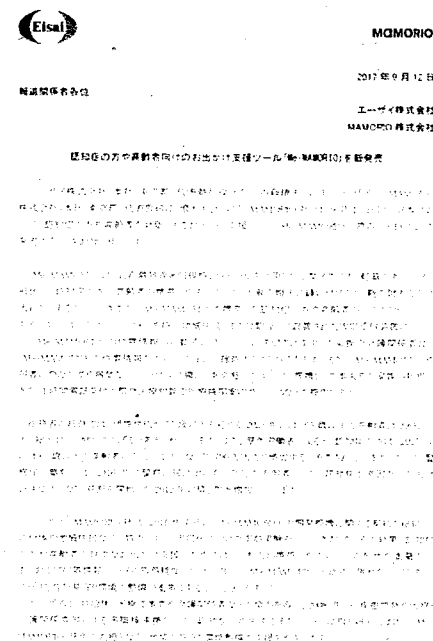
- ✓ 杉並区阿佐谷に、認知症カフェ「SOMPOケアオレンジカフェ」を開設。月2回、認知症に関する講座やイベント等と、座談を行っている。
- ✓ 参加者は、認知症の方のご家族、認知症に興味のあるご高齢者の方など。

出典：未来投資会議資料

<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/miraitoshikaigi/suishinkaigo2018/health/dai5/siryou2.pdf>

民間取り組み例：エーザイ

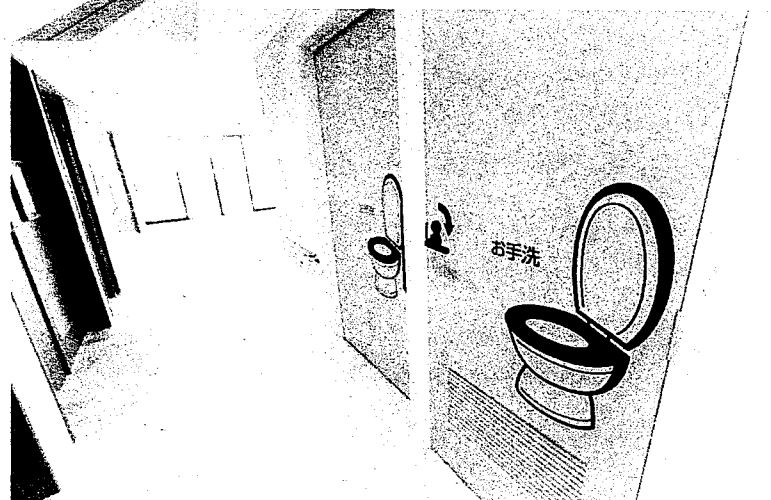
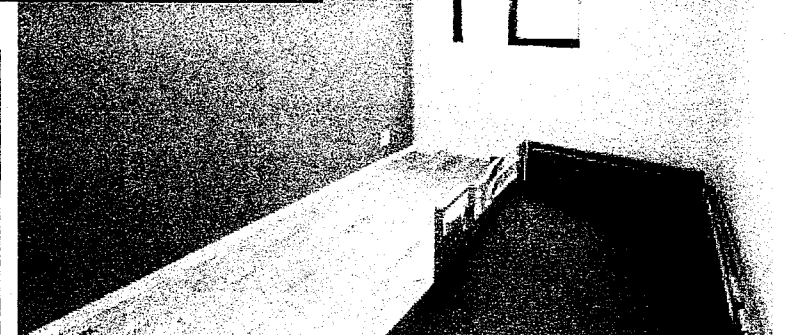
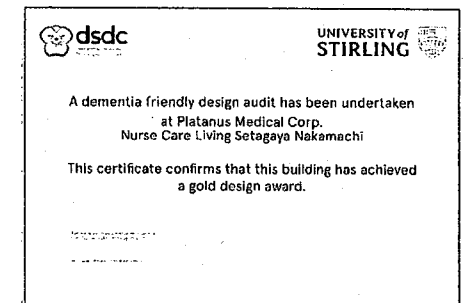
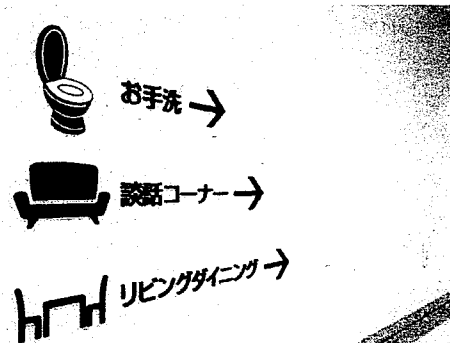
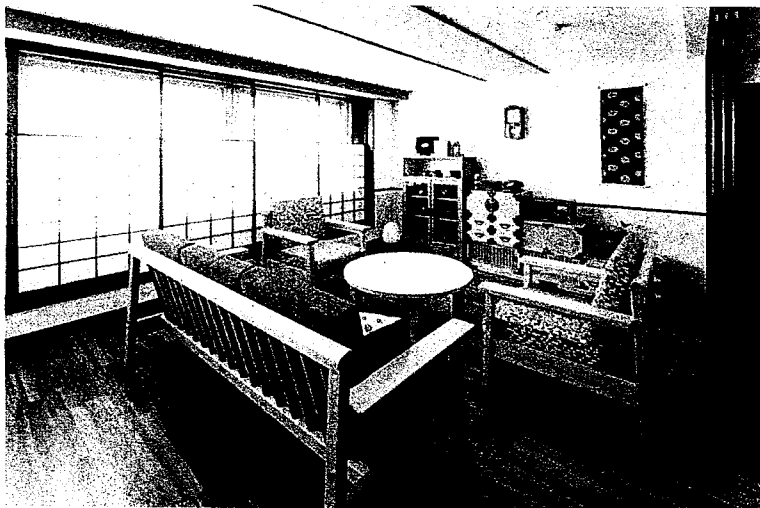
- 認知症治療薬に関する取組に加え、認知症と共生する社会の基盤の構築を目指す。
- 認知症と共生する地域づくりに積極的にかかわっており、2010年には、全国で初めてとなる「認知症をみんなで支えるまちづくり協定」を横浜市旭区との間で締結。2017年7月末現在では、全国で102カ所と認知症連携協定を締結。
- 認知症の方や高齢者が、自分らしさを保ち、住み慣れたまちで自由に外出できる社会に向けた取組も開始（お出かけ支援ツール「Me-MAMORIO」）。



出典：エーザイHP
<https://www.eisai.co.jp/ir/library/annual/pdf/pdf2008es.pdf>
<https://www.eisai.co.jp/news/news201747.html>

民間取り組み例：Mediva

- Medivaと東急不動産は世田谷中町にてプロジェクトを実施。日本で初めて英国スターリング大学認知症サービス開発センター（DSDC）と連携し、「認知症にやさしいデザイン」のケアレジデンスを構築。
- DSDCより認知症デザイン認証で最高評価である金賞を、EU外で初めて受賞。



ロボット介護機器開発・標準化事業

平成30年度予算額 **11.0億円（新規）**

事業の内容

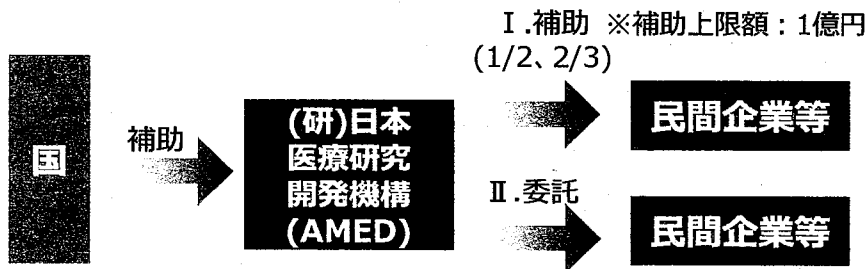
事業目的・概要

- 介護需要の増加や介護者の慢性的な人材不足という社会課題をロボット技術の活用により解決するため、高齢者の自立支援等に資するロボット介護機器の開発・標準化を促進します。
- 厚生労働省と連携して策定した重点分野について、介護現場のニーズに基づいた自立支援型ロボット介護機器等の開発補助を実施します。併せて、ロボット介護機器の効果の評価を実施します。また、我が国のロボット介護機器開発の成果を、介護現場への普及、さらに今後の海外展開につなげていくための環境整備等を行います。

成果目標

- 平成30年度から平成32年度までの3年間の事業であり、最終的には、ロボット介護機器の国内市場規模を約500億円へ拡大することを目指します。

条件（対象者、対象行為、補助率等）



事業イメージ

I. 自立支援に資するロボット介護機器の開発補助

ロボット技術の介護利用における重点分野
(平成24年11月 経産省・厚労省公表、平成26年2月、平成29年10月改定)

開発を支援する重点分野



II. 介護現場への普及及び海外展開につなげるための環境整備

ロボット介護機器の効果に係る評価を実施するとともに、新たな機器の安全基準を策定します。また安全性に関する国際規格（ISO13482）とEUの基準適合マーク（CEマーク）との連携を進めます。

国土交通省 資料

第7回 認知症高齢者等にやさしい
地域づくりに係る関係省庁連絡会議
(平成30年7月3日)

多様な高齢者向け住まいの確保 ～スマートウェルネス住宅等推進事業～

- 高齢者、障害者、子育て世帯等の多様な世帯が安心して健康に暮らすことができる住環境（スマートウェルネス住宅）を実現するため、**サービス付き高齢者向け住宅の整備、高齢者生活支援施設や子育て支援施設等の福祉施設の整備、先導的な取組及び住宅確保要配慮者専用の住宅とする場合の改修費を支援。**
- 平成30年度は、サービス付き高齢者向け住宅の整備について、**既存ストックを改修して整備するサービス付き高齢者向け住宅への支援の拡充等**を行ったところ。

① サービス付き高齢者向け住宅整備事業

○ サービス付き高齢者向け住宅の供給の加速や多様な居住ニーズに応じた整備の推進を図るため、整備費に対して支援を実施

【住宅】	新築 1/10（上限 90・120・135万円/戸※）	【高齢者生活支援施設※】	新築 1/10（上限1,000万円/施設）
	改修 1/3（上限 180万円/戸等）※床面積等に応じて設定		改修 1/3（上限1,000万円/施設）

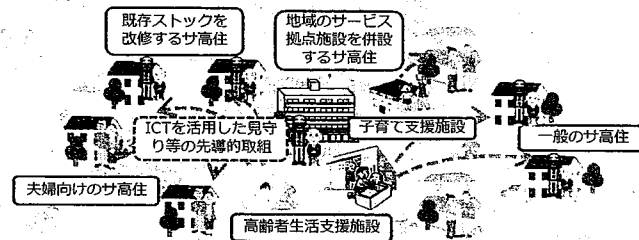
※新築の場合は、介護関連施設（デイサービス、訪問介護事業所、居宅介護支援事業所等）、病院、診療所、訪問看護事業所を補助対象外とする。（平成30年度までに着手する事業は補助対象。）

② スマートウェルネス拠点整備事業

○ 住宅団地等における福祉施設の整備促進のため、整備費に対して支援を実施

補助率：1/3 補助限度額：1,000万円/施設
 対象施設：高齢者生活支援施設※、障害者福祉施設、子育て支援施設
 事業の主な要件：①原則として住宅団地等の戸数が100戸以上であること
 ②地方公共団体と連携して「スマートウェルネス計画」が定められていること

※新築の場合は、介護関連施設（デイサービス、訪問介護事業所、居宅介護支援事業所等）、病院、診療所、訪問看護事業所を補助対象外とする。（平成30年度までに着手する事業は補助対象。）



③ スマートウェルネス住宅等推進モデル事業

○ 高齢者等の居住の安定確保及び健康の維持・増進に資する先導的な事業として選定されるものに対して支援を実施

〔建設工事費〕補助率：新築1/10、改修2/3〔技術の検証等に係る費用〕補助率：2/3

④ 住宅確保要配慮者専用賃貸住宅改修事業

○ 新たな住宅セーフティネット制度の枠組みのもと、既存住宅等を改修して住宅確保要配慮者専用の住宅とする場合の改修費に対して支援を実施

補助率：1/3 補助限度額：50万円/戸等 対象工事：バリアフリー改修工事、耐震改修工事、共同居住用のための改修工事、間取り変更工事等

公共交通施設や建築物等のバリアフリー化の推進 ～バリアフリー法概要及びバリアフリー化の現状・整備目標～

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」(バリアフリー法)に基づき、高齢者、障害者等の円滑な移動及び建築物等の施設の円滑な利用の確保に関する施策を総合的に推進。

【高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(概要)】

【公共交通施設や建築物等のバリアフリー化の現状及び整備目標】

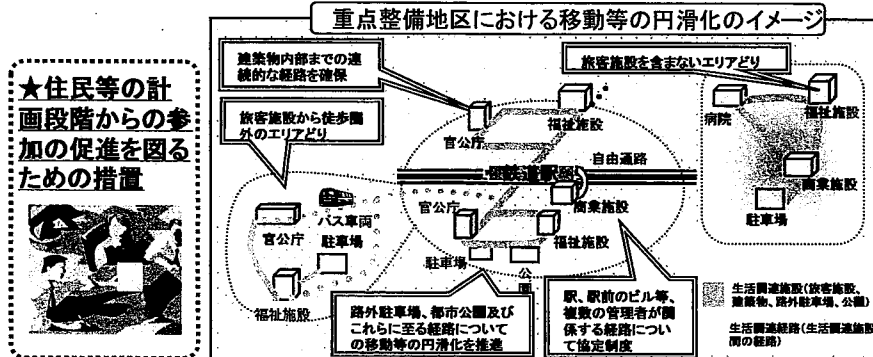
1. 公共交通施設や建築物等のバリアフリー化の推進

移動等円滑化基準の適合については、新設等は義務、既存は努力義務
新設等・既存にかかわらず、基本方針において各施設の整備目標を設定し、整備推進
公共交通事業者等については、情報提供・職員に対する教育訓練の努力義務



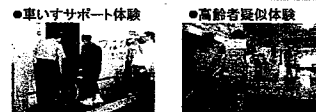
2. 地域における重点的・一体的なバリアフリー化の推進

市町村が作成する基本構想に基づき、重点整備地区において重点的かつ一体的なバリアフリー化事業を実施



3. 心のバリアフリーの推進

バリアフリー化の促進に関する国民の理解・協力の促進等



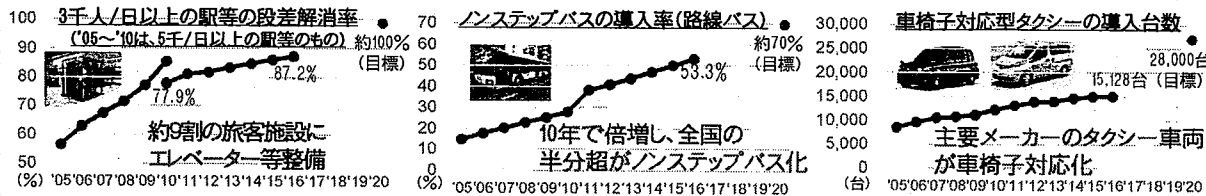
		2016年度末 (現状)	2020年度末までの目標
鉄道	鉄軌道駅※1	87%	3,000人/日以上を原則100%
	ホームドア・可動式ホーム柵	67路線 686駅	約800駅
	鉄軌道車両	68%	約70%
バス	バスターミナル※1	91%	3,000人/日以上を原則100%
	乗合バス車両	ノンステップバス リフト付きバス等	53% 6%
船舶	旅客船ターミナル※1	100%	3,000人/日以上を原則100%
	旅客船	40%	約50%
航空	航空旅客ターミナル※1	87%	3,000人/日以上を原則100%
	航空機	97%	約90%
タクシー	福祉タクシー車両	15,128台	約28,000台
道路	重点整備地区内の主要な生活関連経路を構成する道路	88%	原則100%
	園路及び広場	51%	約60%
都市公園	駐車場	47%	約60%
	便所	35%	約45%
路外駐車場	特定路外駐車場	61%	約70%
建築物	2,000㎡以上の特別特定建築物の総ストック	58%	約60%
	主要な生活関連経路を構成する道路に設置している信号機等	99.5%	原則100%
信号機等			

※1 旅客施設は段階解消済みの施設の比率。平均的な利用者数が3,000人/日以上のものが対象。

公共交通施設や建築物等のバリアフリー化の推進 ～バリアフリー法の改正について～

バリアフリー化の進展状況

バリアフリー新法制定('06年)から11年が経過し、バリアフリー化は一定程度進展



国内外における議論

- 「国土交通省」
- 「国土交通省」
- 2017年大会を契機として「共生社会の実現」ユニバーサルデザイン2020行動計画に基づくバリアフリー施策の推進
- 「共生社会の実現」

バリアフリー法の改正

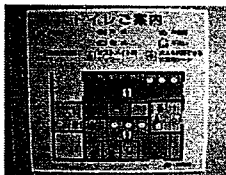
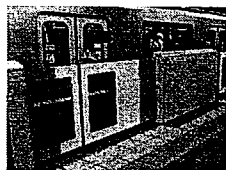
① 理念及び責務

- ▶ 理念に「共生社会の実現」、「社会的障壁の除去」を明確化
- ▶ 国及び国民の責務に「心のバリアフリー」の重要なポイントとして、高齢者、障害者等に対する支援(鉄道駅利用者による声かけ等)を明記

② 公共交通事業者等によるハード・ソフト一体的な取組の推進

○エレベーターやホームドアの整備等、既存の施設を含む更なるハード対策、旅客支援等のソフト対策を一体的に推進する必要

- ▶ ハード対策に加え、接遇・研修のあり方を含むソフト対策のメニューを国土交通大臣が新たに作成
 - ▶ 事業者が、ハード・ソフト計画*の作成・取組状況の報告・公表を行う制度を創設
- *施設整備、旅客支援、情報提供、教育訓練、推進体制



③ バリアフリーのまちづくりに向けた地域における取組強化

○具体的な事業に関する計画である基本構想の未作成、フォローアップの欠如等により、地域におけるバリアフリー化が不十分

- ▶ 市町村(特別区を含む)がバリアフリー方針を定めるマスタープラン制度を創設
- ▶ マスタープラン・基本構想の作成を努力義務化
- ▶ 併せて定期評価・見直しを推進

*マスタープラン作成を国の予算により支援、協議会等における調整、都道府県によるサポート

【バリアフリーのマスタープラン】(新設)

- ・市町村による方針の作成
- ・重点的に取り組む対象地区(*)の設定

※対象地区内: 公共交通事業者等が事前届出を請求した交通結節点の調整、バリアフリーマップ作成に支障する地区内事業者等の調整提供

【基本構想】(具体事業調整)

- ・事業を実施する地区の設定
- ・事業内容の特定

地区内事業者等による事業実施

○既存地下鉄駅等では、近隣建築物との連携が有効

- ▶ 駅等の旅客施設にスペースの余裕がない場合に近接建築物への通路バリアフリー化整備を促進するため、協定(承継効)・容積率特例制度を創設

④-1 利用し易さ確保に向けた「対象の拡充」

○観光立国実現に向け、貸切バスや遊覧船もバリアフリー化が必要

- ▶ 貸切バス、遊覧船等の導入時におけるバリアフリー基準適合を新たに義務化



④-2 利用し易さ確保に向けた「情報の充実」

○高齢者、障害者等の利用に資するため、公共交通機関に加え、建築物等に関するバリアフリー情報の積極的な提供が必要

- ▶ 建築物、道路、都市公園、路外駐車場のバリアフリー情報の提供を新たに努力義務化
- ▶ 市町村のバリアフリーマップ作成に事業者等が協力する仕組みを制度化

④-3 利用し易さ確保に向けた「評価の充実」

- ▶ 障害者等の参画の下、施策内容の評価等を行う会議の開催を明記

目録効果

高齢者、障害者や、子育て世代など、全ての人が安心して生活・移動できる環境を実現

- ▶ 利用者3,000人/日である旅客施設の段差解消率: 87.2%(2016年度末) ⇒ 約100%(2020年度)
- ◀KPI▶ 国が示す先進的な研修(様々な障害特性への対応充実等)を行う東京大会関連交通事業者の割合: 100%(2020年度)
- ▶ バリアフリーのマスタープランを定める市町村数: (新規) ⇒ 300(2023年度)

高齢者の移動手段の確保の推進 ～地域公共交通確保維持改善事業～

地域公共交通活性化再生法等を踏まえ、持続可能な地域公共交通ネットワークの実現に向けた取組を支援

地域の特色に応じた生活交通の確保維持

<支援の内容>

- 幹線バス交通の運行
地域間交通ネットワークを形成する幹線バス交通の運行や車両購入を支援。
- 地域内交通の運行
過疎地域等において、コミュニティバス、デマンドタクシー等の地域内交通の運行や車両購入等を支援。
- 離島航路・航空路の運航
離島住民の日常生活に不可欠な交通手段である離島航路・航空路の運航等を支援。

<支援の内容>

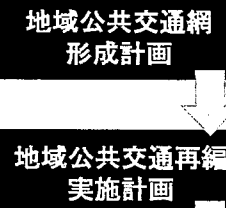
- ノンステップバスの導入、鉄道駅における内方線付点状ブロックの整備 等
- 地域鉄道の安全性向上に資する設備の更新 等

地域公共交通再編実施計画を実施する際には、まちづくり支援とも連携し、支援内容を充実

地域公共交通ネットワーク形成に向けた計画策定の後押し

<支援の内容>

- 地域公共交通網形成計画等の策定に係る調査
- 地域公共交通再編実施計画の策定に係る調査
- 地域公共交通網形成計画等に基づく利用促進・事業評価



地域公共交通ネットワーク再編の促進

<支援の内容>

- 国の認定を受けた地域公共交通再編実施計画に基づく事業の実施
 - ・地方路線バスの利便性向上、運行効率化等のためのバス路線の再編やデマンド型等の多様なサービスの導入 等

国の認定

【東日本大震災対応】被災地のバス交通等に対する柔軟な支援

<支援の内容>

- 被災地の幹線バスの運行(※)
- 仮設住宅等を巡る地域内バス等の運行

※福島県の原子力災害被災地域における避難住民の帰還を促進するため、幹線バスに係る特例措置を拡充。

幅の広い歩道等の整備の推進 ～道路関係予算～

平成30年度道路関係予算概要 抜粋 2 国民の安全・安心の確保

(7) ユニバーサルデザイン化の推進

■ 全ての人々が安全に安心してスムーズに移動できる社会を実現するため、全国の主要な鉄道駅や観光地周辺の道路のユニバーサルデザイン化を推進します。

- ＜背景/データ＞
- ・1日当たりの平均的な利用者数が3,000人以上の鉄道駅(3,559箇所)の周辺地区のうち、基本構想^{参20}の策定割合は約3割 (平成28年度末時点)
 - ・山手線内の駅の周辺地区でも、基本構想の策定は半数程度。そのうち駅から徒歩圏内の歩行空間において対策が完了した割合は約6割(平成28年5月)

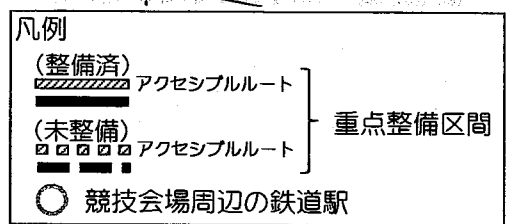
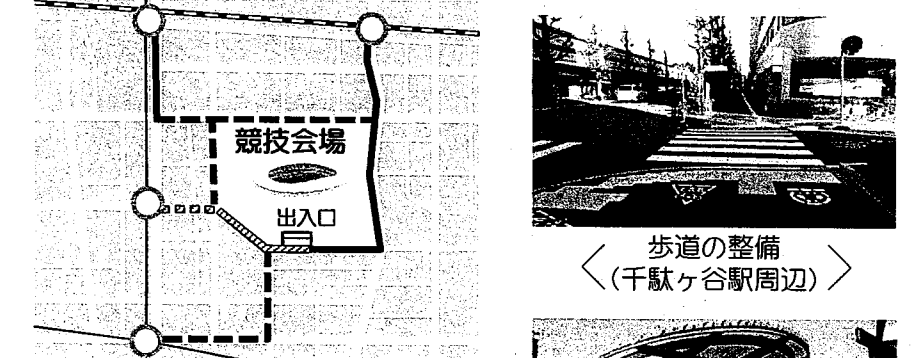
- 全国の主要鉄道駅や観光地周辺における道路について、市区町村のユニバーサルデザイン化の状況を公表するとともに、特定道路^{参21}の指定を拡大
- 駅前広場等における歩行空間の整備を重点的に支援
- 東京オリンピック・パラリンピック競技会場や観光施設と周辺の駅を結ぶ道路(アクセシブルルート^{参22}を含む)について、都・区等と連携して重点整備区間を整備
- 利用者ニーズに応じた経路選択ができるよう、幹線道路周辺の生活道路についても、地域の安全対策と一体となった整備を推進

参20：バリアフリー法に基づき、市町村が作成する移動円滑化に係る事業の重点的かつ一体的な推進に関する基本的な構想
 参21：生活関連経路を構成する道路法による道路のうち、多数の高齢者、障害者等の移動が通常徒歩で行われる道路(国土交通大臣が指定)
 参22：アクセシビリティに配慮した競技会場までの動線※
 ※今後、大会組織委員会で決定される予定

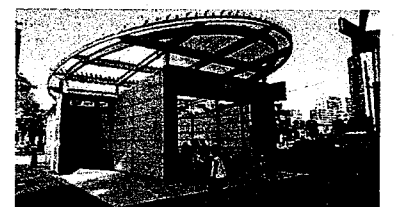


＜駅等における上屋、点字ブロックの連続的な整備＞
 ＜歩道拡幅、無電柱化＞

[オリンピック・パラリンピック競技会場周辺の整備イメージ]



歩道の整備
 (千駄ヶ谷駅周辺)



駅等における点字ブロックの連続的な整備(豊洲駅前)

踏切道の障害物検知装置等の整備 ～鉄道施設総合安全対策事業～

踏切道における事故防止と交通の円滑化を図るため、踏切道改良促進法※に基づき、踏切遮断機や警報機等の踏切保安設備の整備を推進する。

また、近年社会的に関心の高い高齢者等の歩行者の踏切事故を防止するため、踏切内に取り残された歩行者を検知しやすい障害物検知装置や取り残されたことを通報する非常押しボタン等の整備を進める。

※ 踏切道改良促進法

踏切道の改良を促進することにより、交通事故の防止及び交通の円滑化を目的とする時限立法。平成28年4月1日改正。

○補助対象事業者【法施行令第2条】

(A) 地方公共団体以外の鉄道事業者(軌道経営者を含む。)

・鉄道事業(軌道業を含む。)において
以下のいずれかの要件に該当し

- ・赤字
- ・営業利益率が少ない
(事業用固定資産営業利益率7%以下)

且つ

・全事業において
以下のいずれかの要件に該当する者

- ・赤字
- ・営業利益率が少ない
(事業用固定資産営業利益率10%以下)

(B) 地方公共団体である鉄道事業者

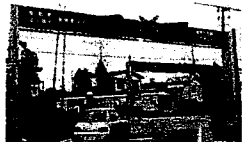
・鉄道事業が赤字

○補助対象設備【補助要綱】

- ・踏切遮断機、踏切警報機
- ・踏切警報時間制御装置
- ・大型遮断装置、二段型遮断装置
- ・オーバーハング型警報装置
- ・障害物検知装置



大型遮断装置
二段型遮断装置



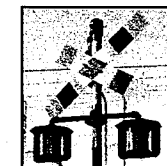
オーバーハング型警報装置

平成28年度より補助の対象に追加

- ・非常押しボタン
- ・全方位警報機
- ・障害物検知装置の高規格化
(踏切内に閉じ込められた歩行者を検知し
やすい3D障害物検知装置等への変更)



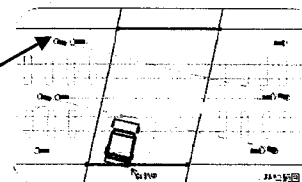
非常押しボタン



全方位警報機



障害物検知装置(線での検知)



高規格化



1スキャン



2スキャン



50スキャン

元に戻って繰り返す

3D障害物検知装置(面での検知)

○補助率【法施行令第4条】

- ・国...1/2 (黒字の事業者は1/3)
- ・地方公共団体...1/3 (協調補助ではない)

厚生労働省 資料

第7回 認知症高齢者等にやさしい
地域づくりに係る関係省庁連絡会議

平成30年度 患者のための薬局ビジョン推進事業

予算 207,164千円 (193,475千円)

概要

- 厚生労働省は、平成27年10月に、かかりつけ薬剤師・薬局機能を明確化し、将来に向けた薬局再編の姿を示す「患者のための薬局ビジョン」を公表、平成28年度にはビジョン実現のアクションプランを作成。
- 平成30年度は、
 - 28年度及び29年度のモデル事業を踏まえ、より具体的な取組を支援するため、**基本事業として、地域の現状や課題を把握するための調査を行うとともに、その実現に向けて多職種（医師、歯科医師、看護師、介護職員、栄養士、理学/作業療法士等）、他機関との連携協議体等の場を作り、検討を行うこととした。**その上で、**テーマ別のメニューの見直し（地域における薬局薬剤師と病院薬剤師の連携を推進する事業を追加等）**を行った。
 - 「患者のための薬局ビジョン」の公表から2年余りが経過したことを踏まえ、本ビジョンの推進に関する進捗状況を患者・国民視点で評価するため、**患者に対するアンケート調査を実施するとともに、患者・国民に求められるかかりつけ薬剤師・薬局の取組を推進するため、好事例の横展開を目的とした地域ブロックごとの協議会の開催支援等を実施する。**

ビジョン実現に資するテーマ別モデル事業の推進

189,483千円 (175,539千円)

各自治体は、基本事業（地域の現状や課題を把握するための調査及び連携協議体等の場における検討）を行った上で、下記メニュー事業のいずれかを実施する。

①多職種連携による薬局の在宅医療サービス等の推進事業

- ・ かかりつけ医を中心に多職種連携を行いつつ、患者の服薬情報・副作用等の情報連携や在宅医療サービスを提供する取組等を推進する。

②ICTを活用した地域の先進的な健康サポート推進事業

- ・ 電子版お薬手帳を含めたICTの活用を地域の中で推進し、様々な健康情報（食事・運動情報）と服薬情報等をリンクさせ、総合的な健康サポート機能を充実させる。

③薬局・薬剤師による健康サポート推進事業

- ・ 健康サポート機能を有する薬局の取組を推進するため、多様な機関、他職種との連携やお薬・健康相談などを実施する。

④薬局薬剤師と病院薬剤師の連携（薬薬連携）等の地域連携を担う人材育成事業

- ・ 薬局薬剤師が医療機関において（又は病院薬剤師が薬局において）研修を行うことなどにより、地域におけるチーム医療の一員として必要な知見や能力を充実・強化させ、薬局薬剤師と病院薬剤師の連携（薬薬連携）等を含む地域における在宅医療や外来化学療法等に係る人材を育成する。

患者・国民視点での薬局ビジョンの推進

17,681千円(17,936千円)

「患者のための薬局ビジョン」の進捗状況に係る患者・国民視点の評価及びかかりつけ薬剤師・薬局の機能を強化する取組の推進のため、下記の取組を実施する。

1. 患者・国民を対象としたアンケート調査

- ・ 薬剤師・薬局の取組について、患者・国民に対するアンケート調査を実施し、患者・国民がかかりつけ薬剤師・薬局のメリットを感じているかどうか等を把握・解析する。

2. 好事例の横展開を目的とした取組

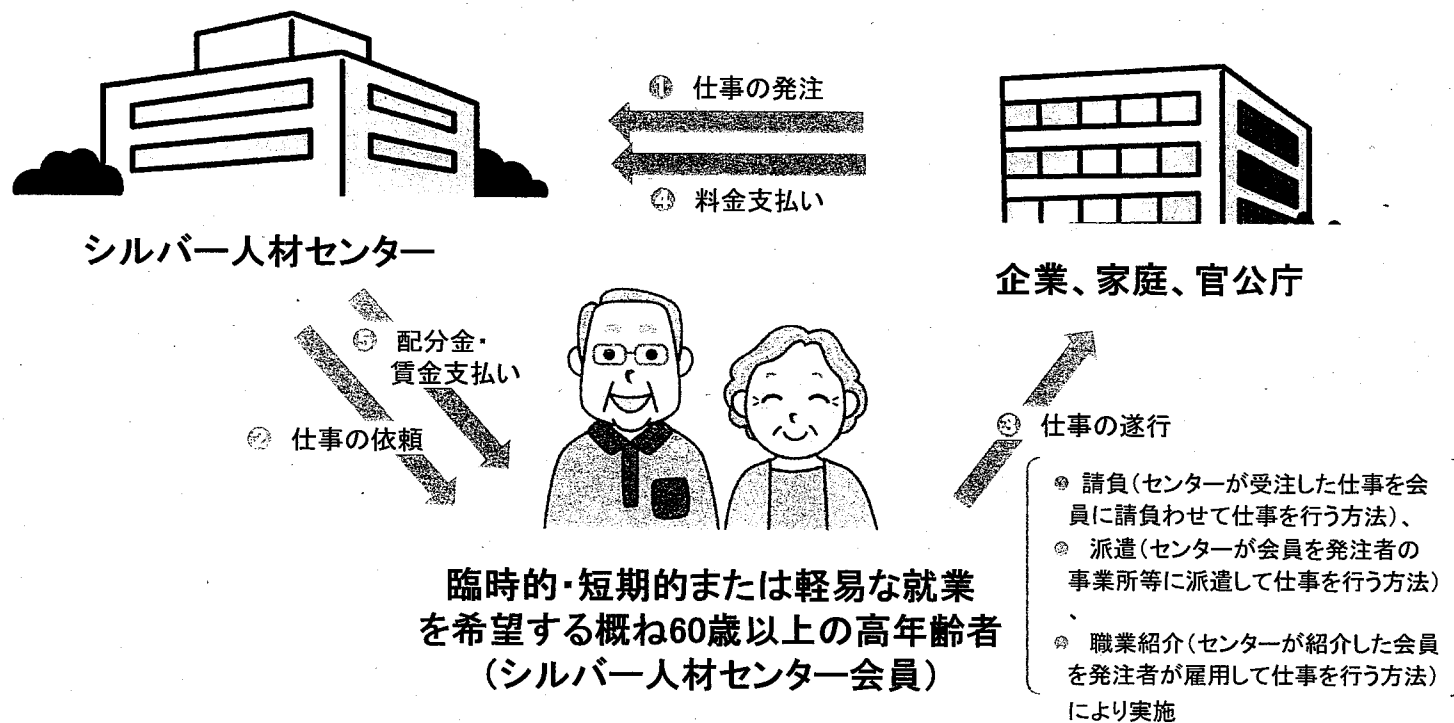
- ・ かかりつけ薬剤師・薬局を推進する先進・優良事例の取組について情報共有等を促すために、地域ブロックごとの協議会の開催支援や事例集の作成・配布を実施する。



様々な視点から薬剤師・薬局の機能強化のための取組を実施するとともに、その評価を行い、PDCAサイクルを回すことにより「患者のための薬局ビジョン」の早期実現を目指す

シルバー人材センター事業（概要）

臨時的・短期的または軽易な就業(*)を希望する高齢者に、シルバー人材センターが就業機会を提供



臨時的・短期的または軽易な就業
を希望する概ね60歳以上の高齢者
(シルバー人材センター会員)

高
齢
者
の
生
き
が
い
の
充
実
、
健
康
の
維
持
増
進
、
生
活
の
安
定

企
業
等
の
人
手
不
足
の
解
消
、
現
役
世
代
の
下
支
え

地
域
の
経
済
・
社
会
の
維
持
・
発
展
な
ど

○ シルバー人材センターが扱う仕事

清掃、除草、自転車置き場管理、公園管理、宛名書き、植木剪定、障子・ふすま張り、福祉・家事援助サービス、観光案内、介護施設・育児施設・スーパーマーケット・ホテル・レストラン・製造業企業等への派遣 など

○ 平成28年実績

団体数1,291団体、会員数72万人(男性48万人・女性24万人)、契約件数350万件、契約金額3,137億円
就業延人員数7,054万人日、就業実人員数64万人、月平均就業日数9.2日、月平均収入3.5万円、平均年齢72.4歳

* おおむね月10日程度以内、または、1週間当たりの就業時間が20時間を超えない就業
(高齢者の就業機会の確保に寄与することが見込まれ、民業圧迫や他の労働者の就業機会に著しい影響を与えるおそれがない場合であって、都道府県知事が指定した場合に、派遣、職業紹介の就業時間の上限を週40時間とする特例措置あり。平成28年4月より施行)

若年性認知症を発症した社員を雇用する、または雇用しようとしている
事業主の皆さまへ

事業主が若年性認知症の方を雇用する上での 支援サービスがあります！

若年性認知症といっても、人によってその症状、進行はさまざまです。

若年性認知症の発症と同時に就労が困難になるわけではないので、支援機関や支援制度を活用したり、症状に応じた職務内容の変更や配置転換を行うなどの取組により、若年性認知症の方の雇用継続の可能性は広がります。

ハローワークなど全国の支援機関では、若年性認知症の方の就労に伴い、助成金の支給や相談窓口の設置など、各種支援サービスをご用意しています。

事業主の皆さまは、若年性認知症に関する理解を深め、支援機関と連携して、若年性認知症の方の雇用継続をはじめとする就労支援サービスをご利用ください。

若年性認知症を正しく理解しましょう

若年性認知症とは、65歳未満に発症する認知症をいいます。

若年性認知症の推定発症年齢の平均は51歳程度と働き盛りの年代であることから、本人や家族の問題だけでなく、就労などの社会的な問題が発生します。*

若年性認知症の症状には、直前のことを忘れてしまう記憶障害や抑うつなどがあるため、発症後の早い段階で適切な支援につなげることが重要です。

※ 厚生労働省「若年性認知症の実態と対応の基盤整備に関する研究」（平成21年3月）

雇 用 事 例

【事例1：配置転換により雇用継続された例】

高校卒業後、長年自動車販売会社営業職として勤務してきた男性。40歳になった頃より、「顧客の顔が覚えられない」「道に迷う」等が見られるようになり、精神科を受診するが改善が見られず。その後、意識障害が生じたことから総合病院を受診したところ、若年性アルツハイマー型認知症の疑いとの診断を受ける。

診断を受けたことで繋がりを持った若年性認知症家族会からの勧めもあり、高次脳機能障害支援拠点病院及び地域障害者職業センターの支援により、記憶障害の補充方法を習得するとともに職場にも症状を踏まえた職業生活の見直しを相談し、洗車業務担当へ配置転換がなされ雇用継続に至った。

※裏面に事例2を掲載

就労支援のサービス紹介

若年性認知症の方の就労に伴うサポートは、都道府県労働局やハローワーク、地域障害者職業センター、障害者就業・生活支援センターなどの各種支援機関で実施していますので、相談してみましょう。



厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク

雇 用 事 例

【出典】若年性認知症を発症した人の就労継続のために
(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構

【事例2：就労支援機関と相談、シヨブコーチ支援を利用し再就職した例】

長年、介護職やケアマネージャーとして働いてきた61歳、女性。「何度同じことを言う」「同じ書類を作る」等の行動が見られ、本人も物忘れを自覚したことから認知症専門クリニックを受診し診断を受ける。治療を受けながら雇用継続について職場と相談するが不調。退職後、ハローワーク、地域障害者職業センターと相談し、「仕事内容を絞り込み、手順の確認をきちんと行えば、できる仕事はある」と自信を得て再就職活動を進め、障害を開示の上、シヨブコーチ支援事業を活用し、清掃・スーツ交換等の介護補助作業での再就職に至った。

若年性認知症の方の就労に伴う各種支援サービスなど

■ 法定雇用率へのカウント（※障害者手帳取得者）

- 障害者手帳を取得されている方は障害者の法定雇用率制度の対象となります。

■ 各種助成金の活用（※障害者手帳取得者など）

- 障害者の雇入れや職場定着に取り組む事業主に対する各種助成金があります（※障害者手帳取得者など）。
 - 相談窓口 都道府県労働局 <http://www.mhlw.go.jp/kousei/roudoushou/shozainai/roudoukyoku/>
 - 公共職業安定所（ハローワーク） <http://www.mhlw.go.jp/kyujin/hwmap.html>
- 事業主が、障害のある方を雇用するために、職場の施設・設備の設置または整備や適切な雇用管理を図るための特別な措置を行った場合に、事業主に対して助成します（※障害者手帳取得者）。
 - 相談窓口（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構 都道府県支部高齢・障害者業務課（東京、大阪では高齢・障害者窓口サービス課） <http://www.jeed.or.jp/location/shibu/>



※ 若年性認知症と診断された方は、「精神障害者保健福祉手帳」の交付対象となります。また、原因疾患により身体に障害のある方は「身体障害者手帳」の交付対象にもなります。ただし、精神障害者保健福祉手帳、身体障害者手帳の交付は、個々の障害の状態などによって判断されるため、申請すれば必ず交付されるものではないことにご留意ください。

■ 公共職業安定所（ハローワーク）を中心としたチーム支援

- ハローワークが中心となって、地域障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター、医療機関、福祉機関など地域の支援機関が連携し、若年性認知症の方の就職から職場定着までの一貫した支援を実施します。➢ 相談窓口 公共職業安定所（ハローワーク） <http://www.mhlw.go.jp/kyujin/hwmap.html>



■ 職場適応援助者（シヨブコーチ）による支援事業

- シヨブコーチが職場に向向き、きめ細かな人的支援を行います。障害者本人に対して、職場に適応するための作業やコミュニケーションに関する支援を行うとともに、事業主や職場の上司、同僚に対して、対象障害者との関わり方や作業指導の方法に関する助言、障害の理解についての啓発を行います。また、必要に応じて職務や職場環境の改善を提案します。



➢ 相談窓口 地域障害者職業センター <http://www.jeed.or.jp/location/chiki/>

■ 地域障害者職業センター

- 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構により、各都道府県に1か所（+5か所の支所）設置されています。ハローワークや地域の就労支援機関と連携して、障害者や事業主に対して専門的な職業リハビリテーションサービスを提供しています。



➢ 相談窓口 地域障害者職業センター <http://www.jeed.or.jp/location/chiki/>

■ 障害者就業・生活支援センター

- 就職や職場への定着に当たって就業面や生活面の支援を必要とする障害者を対象として、身近な地域で雇用、保健福祉、教育などの関係機関との連携拠点として連絡調整などを行いながら、就業やこれに伴う日常生活、社会生活上の相談・支援を一体的に行います（都道府県知事が指定する社会福祉法人などが運営しています）。

➢ 相談窓口 障害者就業・生活支援センター

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11600000-Shokugyouanteikyoku/0000146183.pdf>



中小企業のための育児・介護支援プラン導入支援事業（整理統合）

30年度予算額 308,051千円
 (29年度予算額 336,545千円)

- ◆ 中小企業で働く労働者の育児休業の取得及び育児休業後の円滑な職場復帰による継続就労を支援するため、中小企業及び中小企業で働く労働者の状況に応じた「育児復帰支援プラン」策定・利用を支援
- ◆ 介護離職の防止、介護休業の取得及び介護休業後の円滑な職場復帰による継続就労を支援するため、中小企業及び中小企業で働く労働者の状況に応じた「介護支援プラン」の策定・利用を支援

事業内容

①モデルプランの普及促進及び介護支援マニュアル作成

中小企業における労働者の育児取得及び円滑な職場復帰による継続就労を支援するため、「**育児復帰支援プラン**」モデルを周知し、その普及促進を図る。

また、介護離職の防止や、介護休業の取得及び円滑な職場復帰による継続就労を支援するため、平成28年度に改定した「両立支援対応モデル」及び同年度に構築した「**介護支援プラン**」モデルを周知し、その普及促進を図る。

平成27年度に作成した「仕事と介護の両立支援実践マニュアル」を、「介護支援プラン」策定マニュアルと整理統合し、企業にとってより活用しやすい「**介護支援マニュアル**」（仮称）の作成を行う。

②プランナーの養成・活動支援

事業主の状況に応じたプランの策定を支援する「**プランナー**」(※)を基礎・応用研修により養成する。

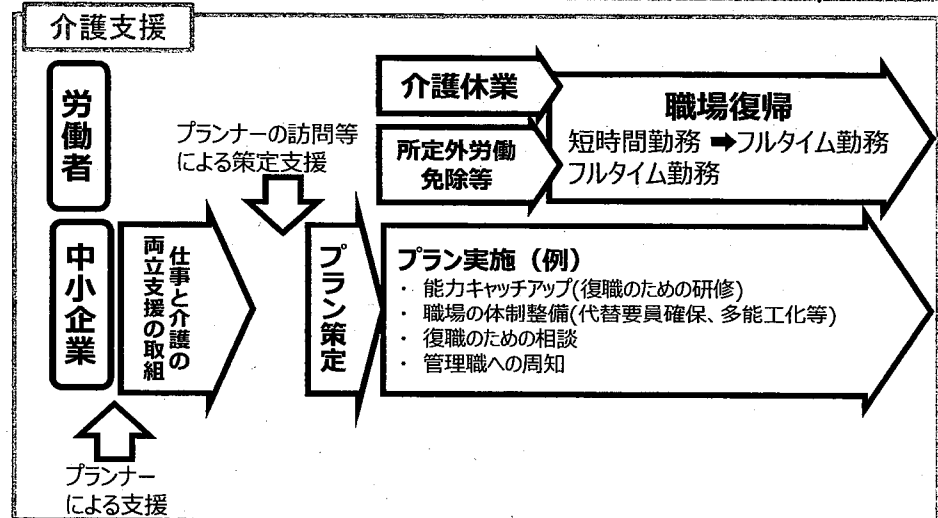
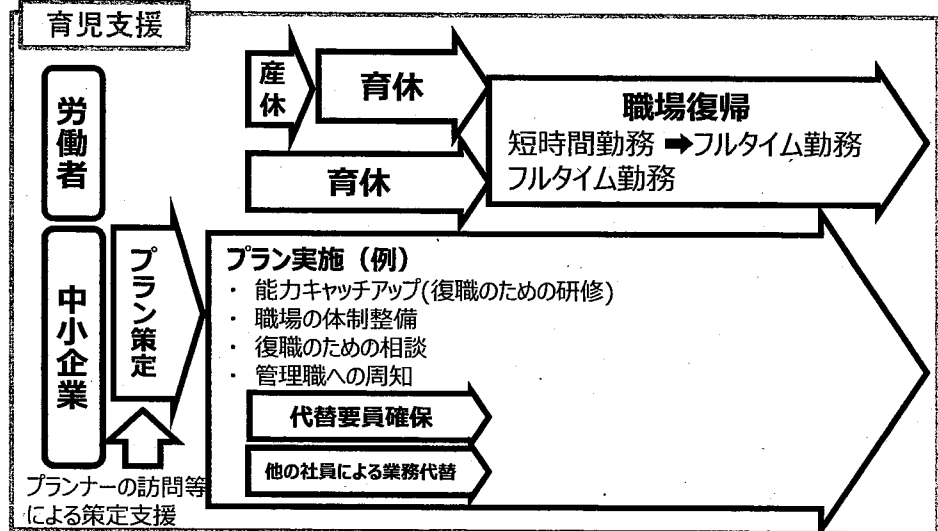
また、プランナーの円滑な活動のための支援を行う。

- ・基礎研修（仕事と育児・介護の両立やその支援策に係る基礎的内容）
- ・応用研修（企業の課題把握やプラン策定の実践的手法）

※ 育児支援：主に**社会保険労務士**を活用

介護支援：社労士に加え**ケアマネジャー**を活用

プランナーによる支援のしくみ



就労継続支援A型

○ 対象者

- 通常の事業所に雇用される事が困難であって、適切な支援により雇用契約に基づく就労が可能な障害者
- ※ 65歳に達する前5年間障害福祉サービスの支給決定を受けていた者で、65歳に達する前日において就労継続支援A型の支給決定を受けていた者は当該サービスについて引き続き利用することが可能。

○ サービス内容

- 通所により、雇用契約に基づく就労の機会を提供するとともに、一般就労に必要な知識、能力が高まった者について、一般就労への移行に向けて支援
- 一定の範囲内で障害者以外の雇用が可能
- 多様な事業形態により、多くの就労機会を確保できるよう、障害者の利用定員10人からの事業実施が可能
- 利用期間の制限なし

○ 主な人員配置

- サービス管理責任者
- 職業指導員 } 10:1以上
- 生活支援員 }

○ 報酬単価（平成30年4月より定員規模別、人員配置別に加え、平均労働時間が長いほど高い基本報酬）

基本報酬

<定員20人以下、人員配置7.5：1の場合>

改定前	改定後	
基本報酬	1日の平均労働時間	基本報酬
584単位	7時間以上	615単位/日
	6時間以上7時間未満	603単位/日
	5時間以上6時間未満	594単位/日
	4時間以上5時間未満	586単位/日
	3時間以上4時間未満	498単位/日
	2時間以上3時間未満	410単位/日
	2時間未満	322単位/日

主な加算

賃金向上達成指導員配置加算 15～70単位/日

- ※ 定員規模に応じた設定
- ※ 平成30年新設

就労移行支援体制加算(Ⅰ)、(Ⅱ) 5～42単位/日

- ※ 定員、職員配置、一般就労へ移行し6月以上定着した者の数に応じた設定
- ※ H30～見直し

福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)、(Ⅱ)、(Ⅲ) 15、10、6単位

- ⇒ Ⅰ：社会福祉士等資格保有者が常勤職員の35%雇用されている場合
- ⇒ Ⅱ：社会福祉士等資格保有者が常勤職員の25%雇用されている場合
- ※ H30～資格保有者に公認心理師を追加
- ⇒ Ⅲ：常勤職員が75%以上又は勤続3年以上が30%以上の場合

食事提供体制加算、送迎加算、訪問加算等

- ⇒ 他の福祉サービスと共通した加算も一定の条件を満たせば算定可能



※ 上表以外に、人員配置10:1である場合の設定、定員に応じた設定あり
(21人以上40人以下、41人以上60人以下、61人以上80人以下、81人以上)

○ 事業所数 3,761(国保連平成30年1月実績)

○ 利用者数 68,665(国保連平成30年1月実績)

就労継続支援B型

○ 対象者

- 就労移行支援事業等を利用したが一般企業等の雇用に結びつかない者や、一定年齢に達している者などであって、就労の機会等を通じ、生産活動にかかる知識及び能力の向上や維持が期待される障害者
 - ① 企業等や就労継続支援事業(A型)での就労経験がある者であって、年齢や体力の面で雇用されることが困難となった者
 - ② 50歳に達している者または障害基礎年金1級受給者
 - ③ ①及び②に該当しない者であって、就労移行支援事業者によるアセスメントにより、就労面に係る課題等の把握が行われている者

○ サービス内容

- 通所により、就労や生産活動の機会を提供(雇用契約は結ばない)するとともに、一般就労に必要な知識、能力が高まった者は、一般就労等への移行に向けて支援
- 平均工賃が工賃控除程度の水準(月額3,000円程度)を上回ることを事業者指定の要件とする
- 事業者は、平均工賃の目標水準を設定し、実績と併せて都道府県知事へ報告、公表
- 利用期間の制限なし

○ 主な人員配置

- サービス管理責任者
- 職業指導員 } 10:1以上
- 生活支援員 }

○ 報酬単価 (平成30年4月より定員規模別、人員配置別に加え、平均工賃月額が高いほど高い基本報酬)

基本報酬

<定員20人以下、人員配置7.5:1の場合>

改定前	改定後	
基本報酬	平均工賃月額	基本報酬
584単位	4.5万円以上	645単位/日
	3万円以上4.5万円未満	621単位/日
	2.5万円以上3万円未満	609単位/日
	2万円以上2.5万円未満	597単位/日
	1万円以上2万円未満	586単位/日
	5千円以上1万円未満	571単位/日
	5千円未満	562単位/日

主な加算

就労移行支援体制加算 5~42単位/日
 ※ 定員、職員配置、一般就労へ移行し6月以上定着した者の数に応じた設定
 ※ H30~見直し

施設外就労加算 100単位/日
 ⇒ 一定の基準を満たし、企業内等で作業を行った場合

福祉専門職員配置等加算(I),(II),(III) 15,10,6単位
 ⇒ I:社会福祉士等資格保有者が常勤職員の35%雇用されている場合
 ⇒ II:社会福祉士等資格保有者が常勤職員の25%雇用されている場合
 ※ H30~資格保有者に公認心理師を追加
 ⇒ III:常勤職員が75%以上又は勤続3年以上が30%以上の場合

食事提供体制加算、送迎加算、訪問加算等
 ⇒ 他の福祉サービスと共通した加算も一定の条件を満たせば算定可能



※ 上表以外に、人員配置10:1である場合の設定、定員に応じた設定あり
 (21人以上40人以下、41人以上60人以下、61人以上80人以下、81人以上)

○ 事業所数 11,466(国保連平成30年1月実績)

○ 利用者数 236,644(国保連平成30年1月実績)

高齢者生きがい活動促進事業

平成29年度予算額

10,000千円

→ 平成30年度予算額

34,000千円

1 目的

今後の我が国では、少子高齢化が進展し、現役世代が減少するとともに、高齢者の大幅な増加が見込まれる。また、地域社会においては、単身高齢者や高齢者のみの世帯、要介護高齢者、認知症高齢者の増加に伴い、住まい・医療・介護・予防・生活支援のサービスが一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築が急務となっている。

特に、予防や生活支援のサービスについては、民間事業者のほか、地域住民の支え合いによるサービス基盤にも期待が高い。

このような中で、企業退職高齢者等が、地域社会の中で役割を持っていきいきと生活できるよう、有償ボランティア活動等による一定の収入を得ながら自らの生きがいや健康づくりにもつなげる活動を行い、同時に介護予防や生活支援のサービス基盤となる活動を促進する「高齢者生きがい活動促進事業」を行うものである。

平成30年度に向けては、従来の先駆的な取り組みを全国に普及するためのモデル的な事業のほかに、以下の2の事業内容(事業例)②及び③の事業にも対応できるように拡充し、高齢者の生きがい活動等の更なる充実に資する。

2 事業内容(事業例)

- ① 単身高齢者等に対する見守り、配食サービス等の生活支援有償ボランティア活動
- ② 生活支援コーディネーターや協議体の活動により、浮き彫りになった地域課題の解決のために創出された「住民主体によるサービス」に資する活動(拡充)
- ③ 地域共生社会の推進に向け、高齢者等が主体となり、多世代交流等の「共生の居場所づくり」に資する活動(拡充)
- ④ その他、地域のニーズに応じた高齢者の社会参加、生きがいづくりに資する活動

創設年度	平成25年度
補助根拠	予算補助
補助率 (負担割合)	定 額

3 実施主体 市町村

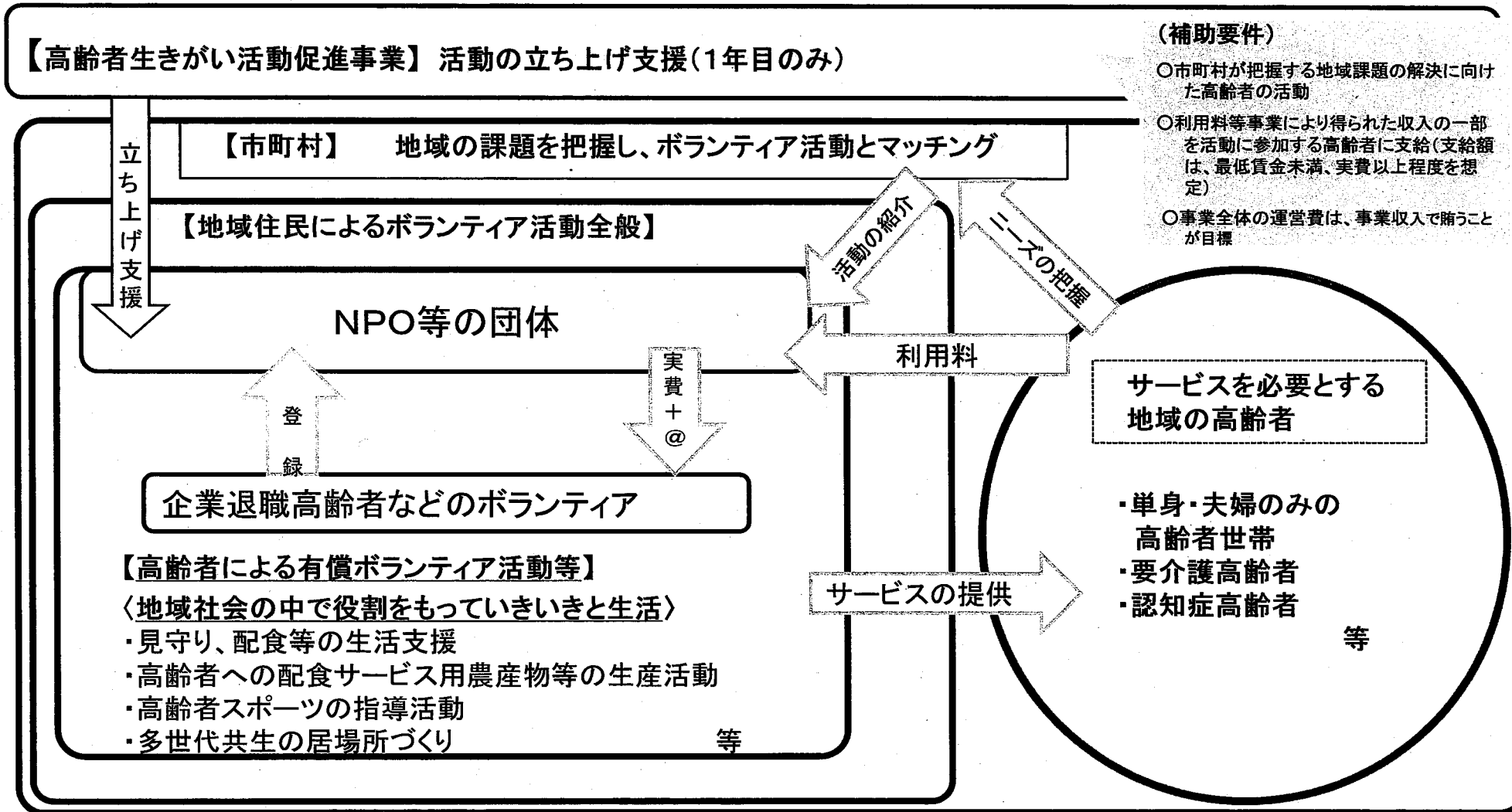
高齢者生きがい活動促進事業の概要

平成30年度予算額 34,000千円

(@1,000千円 × 34箇所)

【事業の概要】

企業退職高齢者等が、地域社会の中で役割を持っていきいきと生活できるよう、有償ボランティア活動等による一定の収入を得ながら、自らの生きがいや健康づくりにもつながる活動を行い、同時に介護予防や生活支援のサービス基盤となるモデル的な活動の立ち上げを支援



生活支援・介護予防の体制整備におけるコーディネーター・協議体の役割

生活支援・介護予防の基盤整備に向けた取組

(1) 生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）の配置 ⇒多様な主体による多様な取組のコーディネート機能を担い、一体的な活動を推進。コーディネート機能は、以下のA～Cの機能があるが、当面AとBの機能を中心に充実。

(A) 資源開発	(B) ネットワーク構築	(C) ニーズと取組のマッチング
<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域に不足するサービスの創出 ○ サービスの担い手の養成 ○ 元気な高齢者などが担い手として活動する場の確保 など 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 関係者間の情報共有 ○ サービス提供主体間の連携の体制づくりなど 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域の支援ニーズとサービス提供主体の活動をマッチングなど

エリアとしては、第1層の市町村区域、第2層の中学校区域があり、平成26年度は第1層、平成29年度までの間に第2層の充実を目指す。

- ① 第1層 市町村区域で、主に資源開発（不足するサービスや担い手の創出・養成、活動する場の確保）中心
- ② 第2層 中学校区域で、第1層の機能の下で具体的な活動を展開

※ コーディネート機能には、第3層として、個々の生活支援サービスの事業主体で、利用者と提供者をマッチングする機能があるが、これは本事業の対象外



(2) 協議体の設置 ⇒多様な関係主体間の定期的な情報共有及び連携・協働による取組を推進

生活支援・介護予防サービスの多様な関係主体の参画例

NPO

民間企業

協同組合

ボランティア

社会福祉法人

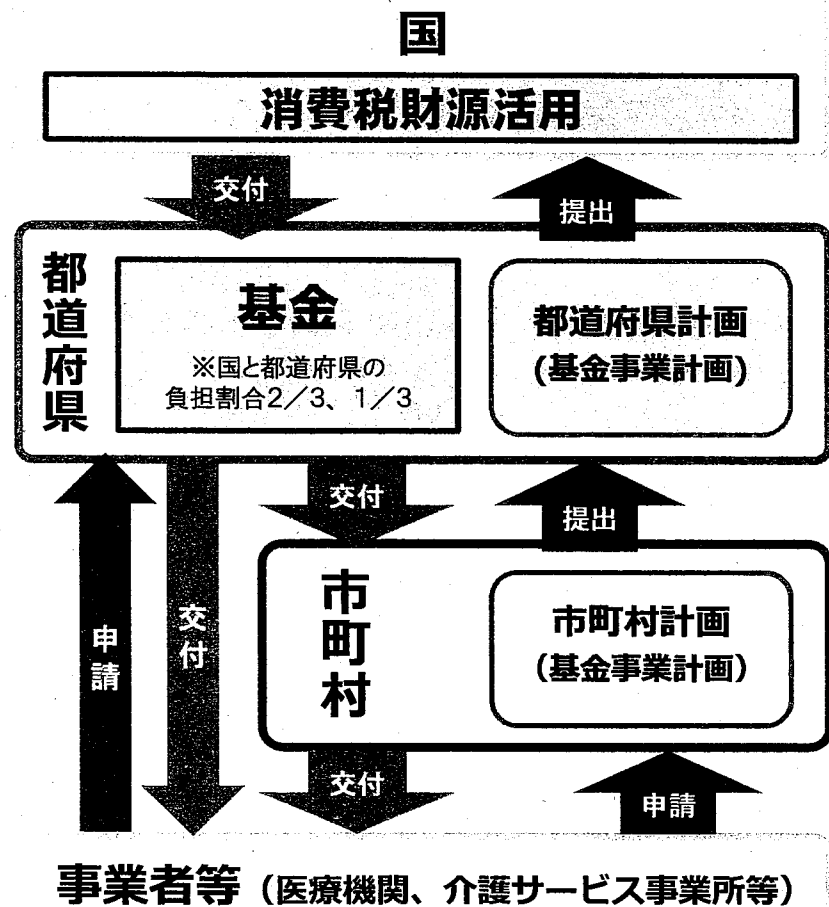
等

※ コーディネーターの職種や配置場所については、一律には限定せず、地域の実情に応じて多様な主体が活用できる仕組みとなっているが、市町村や地域包括支援センターと連携しながら活動することが重要。

地域医療介護総合確保基金

平成30年度予算額 1,658億円
(医療分 934億円、介護分 724億円)

- 団塊の世代が75歳以上となる2025年を展望すれば、病床の機能分化・連携、在宅医療・介護の推進、医療・介護従事者の確保・勤務環境の改善等、「効率的かつ質の高い医療提供体制の構築」と「地域包括ケアシステムの構築」が急務の課題。
- このため、消費税増収分を活用した新たな財政支援制度(地域医療介護総合確保基金)を創設し、各都道府県に設置。各都道府県は、都道府県計画を作成し、当該計画に基づき事業を実施。



都道府県計画及び市町村計画 (基金事業計画)

- **基金に関する基本的事項**
 - ・公正かつ透明なプロセスの確保(関係者の意見を反映させる仕組みの整備)
 - ・事業主体間の公平性など公正性・透明性の確保
 - ・診療報酬・介護報酬等との役割分担
- **都道府県計画及び市町村計画の基本的な記載事項**
医療介護総合確保区域の設定※1 / 目標と計画期間(原則1年間) / 事業の内容、費用の額等 / 事業の評価方法※2
 - ※1 都道府県は、二次医療圏及び老人福祉圏域を念頭に置きつつ、地域の実情を踏まえて設定。市町村は、日常生活圏域を念頭に設定。
 - ※2 都道府県は、市町村の協力を得つつ、事業の事後評価等を実施
国は都道府県の事業を検証し、基金の配分等に活用
- 都道府県は市町村計画の事業をとりまとめて、都道府県計画を作成

地域医療介護総合確保基金の対象事業

- 1 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業
- 2 居宅等における医療の提供に関する事業
- 3 介護施設等の整備に関する事業
- 4 医療従事者の確保に関する事業
- 5 介護従事者の確保に関する事業

- 地域包括ケアシステムの構築に向けて、都道府県計画に基づき、地域密着型サービス等、地域の実情に応じた介護サービス提供体制の整備を促進するための支援を行う。

対象事業

1. 地域密着型サービス施設等の整備への助成

- 可能な限り住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域密着型サービス施設・事業所等の整備に対して支援を行う。
(対象施設) 地域密着型特別養護老人ホーム、小規模な老人保健施設、養護老人ホーム、ケアハウス、介護医療院、都市型軽費老人ホーム、認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、看護小規模多機能型居宅介護、緊急ショートステイ、介護予防拠点等
※定員30人以上の広域型施設の整備費については、平成18年度より一般財源化され、各都道府県が支援を行っている(介護医療院を含む)。
- 地域密着型特別養護老人ホームの整備の際、他の施設等との合築・併設を行う場合に補助単価の加算を行う。
- 空き家を活用した地域密着型サービス施設・事業所等の整備について支援を行う。

2. 介護施設の開設準備経費等への支援

- 特別養護老人ホーム等の円滑な開設のため、施設の開設準備(既存施設の増床を含む)に要する経費について支援を行う。
※定員30人以上の広域型施設を含む。
- 在宅での療養生活に伴う医療ニーズの増大に対応するため、訪問看護ステーションの大規模化やサテライト型事業所の設置に必要な設備費用等について支援を行う。
- 土地の取得が困難な都市部等での施設整備を支援するため、定期借地権の設定のための一時金について支援を行う。
- 介護施設で働く職員等を確保するため、施設内の保育施設の整備に対して支援を行う。

3. 特養多床室のプライバシー保護のための改修等による介護サービスの改善

- 特別養護老人ホームにおける多床室のプライバシー保護のための改修費用について支援を行う。
- 特別養護老人ホーム等のユニット化に係る改修費用について支援を行う。
- 介護療養型医療施設等の老人保健施設等(介護医療院を含む)への転換整備について支援を行う。

(参考) 都市部を中心とした在宅・施設サービスの整備の加速化・支援の拡充《平成27年度補正予算》

2020年代初頭までに、介護サービスが利用できずやむを得ず離職する者をなくすとともに、特別養護老人ホームに入所が必要であるにもかかわらず自宅で待機している高齢者を解消することを目指し、約10万人分の在宅・施設サービスの前倒し、上乗せ整備等を支援する。(地域医療介護総合確保基金の積増し)

介護ロボット開発等加速化事業

○ 平成30年度予算
3.7億円

概要

介護ロボット等の開発・普及について、開発企業と介護現場の協議を通じ着想段階から現場のニーズを開発内容に反映、開発中の試作機へのアドバイス、開発された機器を用いた効果的な介護技術の構築など、各段階で必要な支援を行うことにより、加速化を図る。

事業内容

○ ニーズ・シーズ連携協調のための協議会の設置

開発前の着想段階から介護ロボットの開発の方向性について開発企業と介護現場が協議し、介護現場のニーズを反映した開発の提案内容を取りまとめる協議会を設置する。

○ 福祉用具・介護ロボット実用化支援事業

介護現場のニーズに適した実用性の高い介護ロボットの開発が促進されるよう、開発中の試作機器について介護現場での実証、成果の普及啓発等を行い、介護ロボットの実用化を促す環境を整備する。

○ 介護ロボットを活用した介護技術開発支援モデル事業

介護ロボットの導入を推進するためには、使用方法の熟知や、施設全体の介護業務の中で効果的な活用方法を構築する視点が重要であり、介護ロボットを活用した介護技術の開発までを支援するモデル事業を実施する。

着想
段階

現場のニーズを踏まえた介護ロボット開発の提案を取りまとめ
※開発企業、介護現場、福祉機器等に精通した専門家で構成

開発
段階

モニター調査
・専門職によるアドバイス支援
・臨床評価
※ニーズに即した製品となるよう支援

上市
段階

効果的な介護ロボットを活用した介護方法の開発
※開発企業、介護現場、福祉機器等に精通した専門家により、導入から実証まで総合的に実施

実証成果等の普及啓発
※研修、普及啓発イベント等の実施

高齢者権利擁護等推進事業(平成30年度予算額 94,062千円)

1 目的

「高齢者の尊厳の保持」の視点に立って、虐待防止及び虐待を受けた高齢者の被害の防止や救済を図り、高齢者の権利擁護を推進

2 根拠規定 高齢者虐待防止法第3条

3 実施主体 都道府県

4 負担割合 国 1/2 都道府県 1/2

5 事業内容

(1) 介護施設・サービス事業者への支援

- ① 身体拘束ゼロ作戦推進会議
- ② 権利擁護推進員養成研修
- ③ 看護職員研修

(2) 市町村への支援

- ① 権利擁護相談窓口の設置
- ② 市町村職員等の対応力強化研修
- ③ ネットワーク構築等支援

(3) 地域住民への普及啓発

- ① 地域住民向けのシンポジウム等の開催
- ② 地域住民向けリーフレット等の作成

6 創設年度 平成19年度 (※平成29年度より内容見直し)